

令和8年2月27日（金）  
午前8時45分～9時30分  
庁議室

## 令和7年度 第31回庁議次第

### 議題

○ 協議事項

- ① 財政フレーム試算について

（政策経営課）

- ② 「次世代育成支援法及び女性活躍推進法に基づく国分寺市特定事業主行動計画」の決定について

（職員課）

○ 報告事項

- ① 令和8年第1回国分寺市教育委員会定例会について

（教育総務課）

○ その他

## 庁議付議事案申請書

令和 8 年 2 月 27 日

付議番号	7 — 44 号	提出者	政策部長 村越隆治
1. 件名	財政フレーム試算について		
2. 提案の種類 ○をつける。	規程第2条第1項各号	(1) 行財政運営の基本方針に関する事。	
		(2) 重要施策に関する事。	
		○ (3) 条例案、予算案その他の市議会提出議案に関する事。	
		(4) 各部課で作成する重要施策方針の調整に関する事。	
		(5) その他市長が命じた事項に関する事。	
3. 提案内容	令和8年度当初予算案の提案に伴い、令和8年度から令和13年度までの財政フレーム試算を議会に示す必要があるため、決定をお願いする。		
4. 提案理由	当初予算を提案するに当たり、今後の財政状況の見通しである財政フレーム試算を議会に示す必要がある。		
5. 提案までの経過	令和8年度から令和13年度までの財政フレーム試算を作成した。		
6. 現状と問題点	国の制度が継続することを基本に、現時点での経済情勢を勘案して推計したが、今後の国の制度改革等については、毎年度予算編成時の推計で反映する必要がある。		
7. 関係資料	No. 1 財政フレーム試算		
	No. 2 令和8年度政策的経費の内容		

※提出部数……1部

意思決定に至るまでの論点整理（採択基準 A…高 B…中 C…低）		採択基準
緊急性	予算特別委員会資料として、将来の財政状況の見通しを示す財政フレーム試算を提出する必要がある。	A
公共性	今後の健全な行財政運営を示すものであり、公共性は高い。	A
重要性	予算特別委員会の審議資料として重要な資料であり、今後の健全な財政状況の見通しを示す重要な資料である。	A
公平性	全ての市民を対象とした中長期的な財源を裏付けるものでもあり、公平性は高い。	A
総合性	全体的な試算を行っており、財政に係る総合的な内容である。	A
将来性	将来の健全財政運営を明らかにする資料である。	A
経済性	今後の経済状況等を予測し、資料が作成されている。	A
継続性	今後の財政状況の見通しを把握するため、財政フレーム試算を継続して行っている。	A
関連性	全ての施策に関連する。	A
連携性	国、東京都等と連携して推進していく事業を含めた計画である。	A
地域性	市の将来の財政状況の見通しを示す資料であり、全市域に関係する。	A
財源性	今後の財政状況を示すことで将来的な財源確保につながる。	A
個別課題への対応	個人情報保護	
	市民参加の機会確保	
	パブリックコメント	
	法務の対応	

# 財政フレーム試算

<令和8年度から令和13年度まで（6年間）>

1	財政フレーム作成の基本的考え方	1
2	推計の前提条件	
	(1) 全体	1
	(2) 経常的歳入	3
	(3) 経常的歳出	4
3	基礎的数値の推計等	
	(1) 経常的歳入見込額	5
	(2) 経常的歳出見込額	6
	(3) 一般職退職手当支出額及び退職手当基金の取崩し・積立て状況	7
	(4) 基金残高一覧表	8
	(5) 公共施設等マネジメント	9
	(6) 旧庁舎用地利活用事業	10
	(7) (仮称)リサイクルセンター建設事業	11
	(8) 政策的経費集計表	12
	(9) 政策的経費の経常化事業費	13
	(10) 主な政策的経費（一般財源）の内容	14
4	令和13年度までの財政フレーム	15

# 1 財政フレーム作成の基本的考え方

令和8年度から令和13年度までを推計期間とし、令和8年度当初予算をベースに推計期間内で見込まれる事業に関し現時点で推計可能な数値を用いて、財政フレームを作成する。

## 2 推計の前提条件 (1)全体

### ●今年度の財政フレーム作成条件

- 今後の経済状況の見通しを勘案しつつ、市の現状を踏まえ、歳入を推計した。
- 将来人口による影響額については、『国分寺市人口ビジョン第3版』（令和5年12月）を参考にした。
- 『国分寺市ビジョン前期実行計画』（令和7年3月）及び各個別計画に基づき、令和8年度は当初予算計上額、令和9年度以降については、詳細な事業費を算定できるものはその費用を、それ以外は現時点での見込額を計上した。
- 公共施設等マネジメントは、『国分寺市公共施設個別施設計画』（平成30年10月）に基づき、令和8年度は当初予算計上額、令和9年度以降については、詳細な事業費を算定できるものはその費用を、それ以外は現時点での見込額を計上した。
- 旧庁舎用地利活用事業は、令和8年度は当初予算計上額、令和9年度以降については現時点での見込額を基に算出した。また、土地貸付料については、民間活用事業に係る施設の供用開始後（令和11年3月以降）に発生する予定であり、単価を月額768円/m<sup>2</sup>、貸付敷地面積を7,451.38m<sup>2</sup>（いずれも提案値）と想定して算出した。
- （仮称）リサイクルセンター建設事業は、令和8年度については当初予算計上額、令和9年度以降については現時点での見込額を基に算出した。また、地方債を令和8年度に約4億2千万円、令和9年度に約5億8千万円、令和10年度に約4億1千万円、令和11年度に1億2千万円、令和12年度及び令和13年度に約25億3千万円借り入れる想定とした。
- 令和8年度から令和13年度までの期間における主要15事業について推計を行った。また、その他の政策的経費は、過去の実績及び今後見込まれる事業を踏まえ推計した。
- 前年度決算剰余金については、各年度1,000,000千円を見込み、そのうち500,000千円を財政調整基金の積立金として計上した。

### ①経費の区分

経常的経費	毎年度又はあらかじめ実施時期の定めがあり、継続して実施する事業に必要な経費 (例) 職員人件費、公債費、施設維持管理費等
政策的経費	計画に基づき市民サービスや行政水準の向上に寄与する経費 (例) 新規事業（法改正による新規施策を含む。）やレベルアップ事業に係る経費、臨時的経費、建設事業等の投資的経費等

※政策的経費のうち、翌年度以降経常化する経費は、原則経常的経費として推計する。

(例)	N年度	N+1年度	N+2年度
新規電算システム導入経費と稼働経費	導入経費	稼働経費	稼働経費
	政策的経費	経常的経費	経常的経費
複数年度にわたる必要な建設事業費と建設後の施設維持経費	設計費	建設工事費	施設維持経費
	政策的経費	政策的経費	経常的経費

### ②今後の経済見通し（GDP成長率）

※（出典）令和8年1月22日 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」

		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
実質成長率	成長移行ケース	1.1	1.1	1.3	1.6	1.6
	過去投影ケース	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
名目成長率	成長移行ケース	2.6	2.7	2.9	3.2	3.2
	過去投影ケース	1.6	1.2	1.2	1.2	1.2

※実質成長率の過去投影ケースにより推計する。

### ③新規借入地方債の借入利率

令和6年度借入実績 (一般会計債)	償還期間	借入利率(%)
	10年(2年据置)	0.80、1.40
	20年(3年据置)	1.20、1.90

財務省貸付利率の状況	適用日	償還期間	利率(%)
	R8.1.1	15年(3年据置)	2.20
		20年(3年据置)	2.50
	R7.12.1	15年(3年据置)	1.90
		20年(3年据置)	2.20
	R7.11.1	15年(3年据置)	1.80
20年(3年据置)		2.10	

※「償還期間10年、据置期間2年、利率1.8%」又は「償還期間20年、据置期間3年、利率3.0%」で推計する。

### 【参考】将来人口推計(各年度4月1日時点)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
全体(人)	129,973	130,318	130,630	130,904	131,141	131,332
伸び率(%)	0.30	0.27	0.24	0.21	0.18	0.15
年少人口(人)	16,291	16,295	16,283	16,223	16,155	15,956
0~14歳 割合(%)	12.5	12.5	12.5	12.4	12.3	12.1
生産人口(人)	84,380	84,253	84,138	83,987	83,745	83,582
15~64歳 割合(%)	64.9	64.7	64.4	64.2	63.9	63.6
前期高齢者人口(人)	12,259	12,514	12,859	13,290	13,819	14,315
65~74歳 割合(%)	9.4	9.6	9.8	10.2	10.5	10.9
後期高齢者人口(人)	17,043	17,257	17,350	17,404	17,422	17,480
75歳以上 割合(%)	13.1	13.2	13.3	13.3	13.3	13.3

※『国分寺市人口ビジョン第3版』(令和5年12月)将来人口推計結果

※端数処理を四捨五入により行っていることから、全体数と内訳の合計は必ずしも一致しない。  
また、同様の理由により表中の割合の合計は必ずしも100%とならない。

## 2 推計の前提条件 (2)経常的歳入

項 目		推計の前提条件
1 市 税	個 人 市 民 税	○令和8年度の当初調定ベースに基づき推計した。 ○令和9年度以降は、国分寺市人口ビジョンに基づき納税義務者数を見込んで推計した。 個人所得については、令和9年度以降は、各年度で2.1%の増を見込んで推計した。 ○ふるさと納税による税源の流出額として、令和8年度は約1,150,000千円を見込んだ。 以降、令和13年度までに1,650,000千円に増加すると推計した。
	法 人 市 民 税	○法人数は、過去の実績を勘案して推計した。 ○法人税割は、令和7年度調定見込額及び令和8年度当初調定ベースに基づき推計した。
	固 定 資 産 税	○令和8年度の当初調定をベースに、令和6・7年の増減率を勘案し推計した。 ○土地及び家屋は、評価替え（令和9年度及び令和12年度）等を勘案し推計した。 ○償却資産は、令和4・5・6年の平均増減額を基に推計した。
	都 市 計 画 税	税率は、0.27/100とした。
2 地 方 譲 与 税		令和9年度以降は、令和8年度と同額を見込んだ。
3 利 子 割 交 付 金		実績と景気の動向を勘案し、令和8年度の交付額を見込んだ。令和9年度以降は、国から示されている景気の影響試算を加味しながら見込んだ。
4 配 当 割 交 付 金		
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		
6 地 方 消 費 税 交 付 金		
7 環 境 性 能 割 交 付 金		
8 法 人 事 業 税 交 付 金		実績と景気の動向を勘案し、令和8年度の交付額を見込んだ。令和9年度以降は、国から示されている景気の影響試算を加味しながら見込んだ。
9 地 方 特 例 交 付 金		住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収分を補填するための交付金については、令和9年度以降は令和8年度と同額を見込んだ。
10 地 方 交 付 税		普通交付税については、令和9年度以降も基準財政収入額が基準財政需要額を上回ることが予想されるため、不交付と見込んだ。特別交付税については、令和9年度以降は、令和8年度と同額を見込んだ。
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		令和9年度以降は、令和8年度と同額を見込んだ。
12 分 担 金 及 び 負 担 金		令和9年度以降は、令和8年度と同額を見込んだ。
13 使 用 料 及 び 手 数 料		令和9年度以降は、過去の実績を踏まえて見込んだ。
14 国 庫 支 出 金		個別の事務事業の事業費推計を行い、その財源内訳を算出し計上した。
15 都 支 出 金		
16 財 産 収 入		基金積立金利子、配当金、土地建物貸付収入、土地等売却収入及び物品売却収入を見込んだ。
17 寄 附 金		令和9年度以降は、過去の実績を踏まえて見込んだ。
18 繰 入 金		職員退職手当基金繰入金は、定年延長を反映した各年度の退職予定者数に基づき見込んだ。そのほかの繰入金は、令和8年度は公共施設整備基金繰入金169,792千円及び特別会計繰入金を見込み、令和9年度以降については、公共施設整備基金繰入金は150,000千円を、特別会計繰入金は令和8年度と同額を見込んだ。
19 繰 越 金		令和9年度以降は、令和8年度と同額を見込んだ。
20-1 諸 収 入		令和9年度以降は、過去の実績を踏まえて見込んだ。
20-2 収 益 事 業 収 入		令和9年度以降は、令和8年度と同額を見込んだ。
21 市 債		令和8年度に引き続き、令和9年度以降は経常的歳入としては0円と推計した。

## 2 推計の前提条件 (3)経常的歳出

項 目		推計の前提条件	
1 人件費	(1) 特別職	市長…85.5万円（令和11年度以降は100万円）、副市長…86万円×2人、教育長…79万円、期末手当…加算率20%、令和8年度は4.9か月（令和9年度以降給与改定0.05月増）として見込んだ。	
	(2) 一般職	報酬	月額会計年度任用職員…令和8年度以降400人とし、令和9年度以降報酬改定率1.44%増を見込んだ。 （特別会計は繰出金等で合計22人を見込んだ。） 時間額会計年度任用職員…個別の事務事業の推計を行い計上した。また、令和9年度以降報酬改定率1.44%増を見込んだ。
		給料	定期昇給率1.00%とした（令和9年度以降給与改定率1.44%増を見込んだ）。 職員数（フルタイム再任用含む。）は、令和8年度以降678人として見込んだ。 （特別会計は繰出金等で合計28人見込んだ。） 定年延長による60歳超職員は、60歳時の給料の7割水準で見込んだ。 再任用は、任用期間を退職後65歳までの年数とし、再任用希望の年から推計して見込んだ。
		管理職手当	部長…122,900円、統括課長…96,500円、課長…84,800円の定額で見込んだ。
		地域手当	各年度とも16.0%を見込んだ。
		期末勤勉手当	正職員・月額会計年度任用職員…令和8年度は4.9か月（令和9年度以降給与改定0.05月増）として見込んだ。
		共済費	業務費、短期負担金、長期負担金、介護保険負担金等を現行制度で見込んだ。
	(3) 退職金	特別職については、各任期に応じて見込んだ。 定年の段階的引き上げを反映し、定年等退職者…8年度（7人）、9年度（6人）、10年度（18人）、11年度（1人）、12年度（22人）、13年度（1人）を見込んだ。 普通退職…各年度とも4人を見込んだ。 定年前早期退職…各年度とも3人を見込んだ。（55歳での退職を想定した。）	
	(4) 議員報酬等	各年度とも、議長…60万円、副議長…54万円、委員長…52万円、議員…51万円、期末手当…加算率20%、4.9か月（令和8年度のみ4.5か月）として見込んだ。	
	(5) その他特別職	附属機関委員、消防団、医師の報酬について見込んだ。	
(6) その他（選挙・統計）	選挙費・統計調査費について今後の推移を勘案し見込んだ。		
2 物件費	経常分	個別の事務事業の推計を行い計上した。	
	臨時分	選挙・統計の実施年度を予測し計上した。	
3 維持補修費	個別の事務事業の推計を行い計上した。		
4 扶助費	個別の事務事業の推計を行い計上した。		
5 補助費	消防委託金	令和9年度以降は、令和8年度と同額を見込んだ。	
	下水道事業会計	人件費、資本費、施設管理費、流域下水道関連経費等を見込んだ。	
	その他	個別の事務事業の推計を行い計上した。	
	臨時分	選挙・統計の実施年度を予測し計上した。	
6 公債費	令和7年度までに借り入れた市債に係る毎年度の償還額を見込んだ。		
7 積立金	令和8年度以降、元金は、財政調整基金（前年度繰越金の50%）500,000千円、公共施設整備基金及び緑と水と公園整備基金は令和8年度と同額を見込んだ。退職手当基金は、基金残高が次年度の基金取崩額を上回るよう推計を行い計上した。		
8 貸付金	令和7年度までに市が公社に依頼し、公社が買収に要した費用（借入金）に係る毎年度の償還額相当分を見込んだ。		
9 繰出金	国民健康保険特別会計	国の方針及び国保事業の運営に関する協議会の答申に基づき、令和14年度決算における国保特別会計の赤字を解消するよう今後の繰出額を見込んだ。	
	介護保険特別会計	人件費及び今後の推移を勘案し見込んだ。	
	後期高齢者医療特別会計	国分寺市の後期高齢者人口の増加率と、一人当たり医療費の伸び率（1.66%※東京都後期高齢者医療広域連合算出）をベースに令和9年度以降も引き続き見込んだ。	
10 普通建設事業費	道路維持工事等を見込んだ。		
11 予備費	各年度とも150,000千円を見込んだ。		

### 3 基礎的数値の推計等 (1) 経常的歳入見込額

単位：千円

年 度	令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度				令和12年度				令和13年度											
	金	額	金	額	増	減	額	伸	率	金	額	増	減	額	伸	率	金	額	増	減	額	伸	率	金	額	増	減	額	伸	率		
1	市	27,626,192	27,923,345	297,153	1.1	28,265,786	342,441	1.2	28,609,078	343,292	1.2	28,957,887	348,809	1.2	29,306,293	348,406	1.2															
2	地方譲与税	192,043	192,043	0	0.0	192,043	0	0.0	192,043	0	0.0	192,043	0	0.0	192,043	0	0.0															
3	利子割交付金	222,886	224,223	1,337	0.6	225,344	1,121	0.5	226,471	1,127	0.5	227,603	1,132	0.5	228,741	1,138	0.5															
4	配当割交付金	383,572	385,873	2,301	0.6	387,802	1,929	0.5	389,741	1,939	0.5	391,690	1,949	0.5	393,648	1,958	0.5															
5	株式等譲渡所得割交付金	1,186,033	1,193,149	7,116	0.6	1,199,115	5,966	0.5	1,205,111	5,996	0.5	1,211,137	6,026	0.5	1,217,193	6,056	0.5															
6	地方消費税交付金	3,827,537	3,850,502	22,965	0.6	3,869,755	19,253	0.5	3,889,104	19,349	0.5	3,908,550	19,446	0.5	3,928,093	19,543	0.5															
7	環境性能割交付金	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0															
8	法人事業税交付金	538,767	542,000	3,233	0.6	544,710	2,710	0.5	547,434	2,724	0.5	550,171	2,737	0.5	552,922	2,751	0.5															
9	地方特例交付金	112,865	112,865	0	0.0	112,865	0	0.0	112,865	0	0.0	112,865	0	0.0	112,865	0	0.0															
10	地方交付税	50,000	50,000	0	0.0	50,000	0	0.0	50,000	0	0.0	50,000	0	0.0	50,000	0	0.0															
内 訳	普通交付税	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0															
	特別交付税	50,000	50,000	0	0.0	50,000	0	0.0	50,000	0	0.0	50,000	0	0.0	50,000	0	0.0															
11	交通安全対策特別交付金	7,850	7,850	0	0.0	7,850	0	0.0	7,850	0	0.0	7,850	0	0.0	7,850	0	0.0															
12	分担金及び負担金	8,412	8,412	0	0.0	8,412	0	0.0	8,412	0	0.0	8,412	0	0.0	8,412	0	0.0															
13	使用料及び手数料	1,117,939	1,118,087	148	0.0	1,117,951	▲ 136	0.0	1,118,099	148	0.0	1,117,755	▲ 344	0.0	1,117,903	148	0.0															
14	国庫支出金	10,088,336	10,317,278	228,942	2.3	10,569,504	252,226	2.4	10,826,843	257,339	2.4	11,095,333	268,490	2.5	11,359,196	263,863	2.4															
15	都支出金	9,376,095	9,453,256	77,161	0.8	9,707,853	254,597	2.7	9,725,319	17,466	0.2	9,815,706	90,387	0.9	9,919,739	104,033	1.1															
内 訳	経常分	8,151,693	8,234,381	82,688	1.0	8,318,173	83,792	1.0	8,401,650	83,477	1.0	8,499,188	97,538	1.2	8,599,772	100,584	1.2															
	総合交付金(政策的経費充当分を除く。)	1,217,300	1,217,300	0	0.0	1,217,300	0	0.0	1,217,300	0	0.0	1,217,300	0	0.0	1,217,300	0	0.0															
	臨時分	7,102	1,575	▲ 5,527	▲ 77.8	172,380	170,805	10,844.8	106,369	▲ 66,011	▲ 38.3	99,218	▲ 7,151	▲ 6.7	102,667	3,449	3.5															
16	財産収入	198,070	206,780	8,710	4.4	212,429	5,649	2.7	211,726	▲ 703	▲ 0.3	212,385	659	0.3	211,487	▲ 898	▲ 0.4															
17	寄附金	63,201	63,401	200	0.3	63,501	100	0.2	63,701	200	0.3	63,901	200	0.3	64,101	200	0.3															
18	繰入金	317,478	303,286	▲ 14,192	▲ 4.5	446,786	143,500	47.3	244,786	▲ 202,000	▲ 45.2	496,586	251,800	102.9	238,786	▲ 257,800	▲ 51.9															
19	繰越金	1,000,000	1,000,000	0	0.0	1,000,000	0	0.0	1,000,000	0	0.0	1,000,000	0	0.0	1,000,000	0	0.0															
20	諸収入	628,415	613,258	▲ 15,157	▲ 2.4	613,298	40	0.0	613,298	0	0.0	613,298	0	0.0	613,298	0	0.0															
内 訳	延滞金・雑入等諸収入	528,415	513,258	▲ 15,157	▲ 2.9	513,298	40	0.0	513,298	0	0.0	513,298	0	0.0	513,298	0	0.0															
	収益事業収入	100,000	100,000	0	0.0	100,000	0	0.0	100,000	0	0.0	100,000	0	0.0	100,000	0	0.0															
21	市債	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0															
合 計		56,945,691	57,565,608	619,917	1.1	58,595,004	1,029,396	1.8	59,041,881	446,877	0.8	60,033,172	991,291	1.7	60,522,570	489,398	0.8															

### 3 基礎的数値の推計等 (2) 経常的歳出見込額

単位：千円

項目	令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度				令和12年度				令和13年度			
	金額	金額	増減額	伸率	金額	増減額	伸率	金額	増減額	伸率	金額	増減額	伸率	金額	増減額	伸率	金額	増減額	伸率	金額	増減額	伸率		
① 人件費	9,714,133	9,787,348	73,215	0.8	10,146,267	358,919	3.7	9,726,817	▲ 419,450	▲ 4.1	10,244,569	517,752	5.3	9,642,213	▲ 602,356	▲ 5.9								
内訳	特別職(市長、副市長、教育長)	87,022	82,017	▲ 5,005	▲ 5.8	71,788	▲ 10,229	▲ 12.5	91,213	19,425	27.1	82,529	▲ 8,684	▲ 9.5	82,620	91	0.1							
	一般職(再任用・会計年度任用職員含む。)	9,020,398	9,080,713	60,315	0.7	9,108,669	27,956	0.3	9,077,644	▲ 31,025	▲ 0.3	9,083,667	6,023	0.1	9,038,135	▲ 45,532	▲ 0.5							
	一般職(退職金)	205,276	216,691	11,415	5.6	503,766	287,075	132.5	99,618	▲ 404,148	▲ 80.2	603,288	503,670	505.6	87,746	▲ 515,542	▲ 85.5							
	議員報酬等	221,420	231,893	10,473	4.7	232,437	544	0.2	230,014	▲ 2,423	▲ 1.0	227,590	▲ 2,424	▲ 1.1	225,167	▲ 2,423	▲ 1.1							
	その他特別職	169,293	170,181	888	0.5	169,293	▲ 888	▲ 0.5	170,181	888	0.5	169,293	▲ 888	▲ 0.5	170,181	888	0.5							
	選挙・統計(臨時分)	10,724	5,853	▲ 4,871	▲ 45.4	60,314	54,461	930.5	58,147	▲ 2,167	▲ 3.6	78,202	20,055	34.5	38,364	▲ 39,838	▲ 50.9							
② 物件費	11,189,478	11,002,311	▲ 187,167	▲ 1.7	11,094,895	92,584	0.8	11,006,299	▲ 88,596	▲ 0.8	10,339,501	▲ 666,798	▲ 6.1	10,427,134	87,633	0.8								
内訳	経常分	11,186,035	10,959,663	▲ 226,372	▲ 2.0	10,982,829	23,166	0.2	10,924,125	▲ 58,704	▲ 0.5	10,311,420	▲ 612,705	▲ 5.6	10,315,775	4,355	0.0							
	選挙・統計(臨時分)	3,443	42,648	39,205	1,138.7	112,066	69,418	162.8	82,174	▲ 29,892	▲ 26.7	28,081	▲ 54,093	▲ 65.8	111,359	83,278	296.6							
③ 維持補修費	124,504	102,264	▲ 22,240	▲ 17.9	102,264	0	0.0	102,264	0	0.0	102,264	0	0.0	102,264	0	0.0								
④ 扶助費	19,887,509	20,325,988	438,479	2.2	20,782,044	456,056	2.2	21,251,048	469,004	2.3	21,741,217	490,169	2.3	22,230,046	488,829	2.2								
⑤ 補助費等	5,544,999	5,620,712	75,713	1.4	5,654,445	33,733	0.6	5,729,251	74,806	1.3	5,763,456	34,205	0.6	5,836,235	72,779	1.3								
内訳	消防事務委託金	1,552,375	1,552,375	0	0.0	1,552,375	0	0.0	1,552,375	0	0.0	1,552,375	0	0.0	1,552,375	0	0.0							
	下水道事業会計	569,063	626,016	56,953	10.0	676,016	50,000	8.0	742,737	66,721	9.9	768,667	25,930	3.5	824,347	55,680	7.2							
	その他	3,423,561	3,425,671	2,110	0.1	3,426,054	383	0.0	3,426,440	386	0.0	3,442,414	15,974	0.5	3,442,863	449	0.0							
	選挙・統計(臨時分)	0	16,650	16,650	100.0	0	▲ 16,650	▲ 100.0	7,699	7,699	100.0	0	▲ 7,699	▲ 100.0	16,650	16,650	100.0							
⑥ 公債費	2,428,678	2,530,841	102,163	4.2	2,856,880	326,039	12.9	2,719,211	▲ 137,669	▲ 4.8	2,642,845	▲ 76,366	▲ 2.8	2,460,923	▲ 181,922	▲ 6.9								
内訳	一時借入金	8,632	8,632	0	0.0	8,632	0	0.0	8,632	0	0.0	8,632	0	0.0	8,632	0	0.0							
	長期借入金(令和7年度債まで)	2,420,046	2,522,209	102,163	4.2	2,848,248	326,039	12.9	2,710,579	▲ 137,669	▲ 4.8	2,634,213	▲ 76,366	▲ 2.8	2,452,291	▲ 181,922	▲ 6.9							
⑦ 積立金	699,748	839,122	139,374	19.9	637,626	▲ 201,496	▲ 24.0	888,723	251,097	39.4	631,806	▲ 256,917	▲ 28.9	730,008	98,202	15.5								
内訳	元金(退職)	74,100	251,800	177,700	239.8	49,800	▲ 202,000	▲ 80.2	301,600	251,800	505.6	43,800	▲ 257,800	▲ 85.5	142,900	99,100	226.3							
	元金(その他基金)	586,704	586,704	0	0.0	586,704	0	0.0	586,704	0	0.0	586,704	0	0.0	586,704	0	0.0							
	利子(退職)	716	618	▲ 98	▲ 13.7	1,122	504	81.6	419	▲ 703	▲ 62.7	1,302	883	210.7	404	▲ 898	▲ 69.0							
	利子(その他基金)	38,228	0	▲ 38,228	▲ 100.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0							
⑧ 貸付金	29,029	17,904	▲ 11,125	▲ 38.3	10,936	▲ 6,968	▲ 38.9	4,923	▲ 6,013	▲ 55.0	2	▲ 4,921	▲ 100.0	2	0	0.0								
内訳	土地開発公社	29,027	17,902	▲ 11,125	▲ 38.3	10,934	▲ 6,968	▲ 38.9	4,921	▲ 6,013	▲ 55.0	0	▲ 4,921	▲ 100.0	0	0	0.0							
	その他	2	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0							
⑨ 繰出金	4,252,981	4,240,964	▲ 12,017	▲ 0.3	4,214,918	▲ 26,046	▲ 0.6	4,187,876	▲ 27,042	▲ 0.6	4,160,063	▲ 27,813	▲ 0.7	4,138,261	▲ 21,802	▲ 0.5								
内訳	国民健康保険特別会計	1,119,417	1,017,420	▲ 101,997	▲ 9.1	913,254	▲ 104,166	▲ 10.2	809,088	▲ 104,166	▲ 11.4	704,922	▲ 104,166	▲ 12.9	600,756	▲ 104,166	▲ 14.8							
	介護保険特別会計	1,685,742	1,732,570	46,828	2.8	1,781,185	48,615	2.8	1,831,649	50,464	2.8	1,884,036	52,387	2.9	1,938,425	54,389	2.9							
	後期高齢者医療特別会計	1,447,822	1,490,974	43,152	3.0	1,520,479	29,505	2.0	1,547,139	26,660	1.8	1,571,105	23,966	1.5	1,599,080	27,975	1.8							
⑩ 普通建設事業費	138,277	123,841	▲ 14,436	▲ 10.4	123,841	0	0.0	123,841	0	0.0	123,841	0	0.0	123,841	0	0.0								
⑪ 予備費	150,000	150,000	0	0.0	150,000	0	0.0	150,000	0	0.0	150,000	0	0.0	150,000	0	0.0								
合計	54,159,336	54,741,295	581,959	1.1	55,774,116	1,032,821	1.9	55,890,253	116,137	0.2	55,899,564	9,311	0.0	55,840,927	▲ 58,637	▲ 0.1								

### 3 基礎的数値の推計等 (3)一般職退職手当支出額及び退職手当基金の取崩し・積立て状況

単位：千円

年度	一般職の退職手当額								①の財源内訳		退職手当基金		
	定年退職		定年前早期退職		普通退職		① 合計		基金取崩額	一般財源	基金積立元金	基金積立利子	基金残高
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額					
令和8年度	7	153,254	3	43,498	4	8,524	14	205,276	102,700	102,576	74,100	716	176,446
令和9年度	6	138,778	3	69,389	4	8,524	13	216,691	108,300	108,391	251,800	618	320,564
令和10年度	18	424,493	3	70,749	4	8,524	25	503,766	251,800	251,966	49,800	1,122	119,686
令和11年度	1	22,774	3	68,320	4	8,524	8	99,618	49,800	49,818	301,600	419	371,905
令和12年度	22	523,392	3	71,372	4	8,524	29	603,288	301,600	301,688	43,800	1,302	115,407
令和13年度	1	19,806	3	59,416	4	8,524	8	87,746	43,800	43,946	142,900	404	214,911

○令和7年度末基金残高見込み 204,330千円

○「定年退職」には、60歳到達後の延長定年前の早期退職者を含む。

○「普通退職」は、各年度とも4人を見込んだ。

○基金積立利子…利率 0.35%

○「定年前早期退職」は、年齢55歳の職員が3人退職したとして見込んだ。

### 3 基礎的数値の推計等 (4)基金残高一覧表

単位：千円

名 称	令和7年度末現在高見込み	区 分	令和8年度予算額 (一般会計)
財 政 調 整 基 金 (昭和51年12月27日施行)	千円 3,157,488	積立金	500,000
		利 子	10,706
		取 崩	0
		現在高	3,668,194
公 共 施 設 整 備 金 (昭和56年4月1日施行)	千円 6,399,894	積立金	70,103
		利 子	26,483
		取 崩	929,682
		現在高	5,566,798
緑 と 水 と 公 園 整 備 基 金 (平成7年6月26日施行)	千円 304,762	積立金	16,601
		利 子	1,002
		取 崩	0
		現在高	322,365
福 祉 基 金 (平成元年3月31日施行)	千円 5,255	積立金	0
		利 子	16
		取 崩	0
		現在高	5,271
国 際 交 流 平 和 基 金 (平成元年3月31日施行)	千円 58,027	積立金	0
		利 子	0
		取 崩	0
		現在高	58,027
減 債 基 金 (平成17年9月29日施行)	千円 2,872	積立金	0
		利 子	9
		取 崩	0
		現在高	2,881
(仮称)国分寺市郷土博物館 建 設 基 金 (平成21年4月1日施行)	千円 3,849	積立金	0
		利 子	12
		取 崩	0
		現在高	3,861
小 計	千円 9,932,147	積立金	586,704
		利 子	38,228
		取 崩	929,682
		現在高	9,627,397
職 員 退 職 手 当 基 金 (昭和39年4月1日施行)	千円 204,330	積立金	74,100
		利 子	716
		取 崩	102,700
		現在高	176,446
合 計	千円 10,136,477	積立金	660,804
		利 子	38,944
		取 崩	1,032,382
		現在高	9,803,843

### 3 基礎的数値の推計等 (5)公共施設等マネジメント

【前提条件】

○公共施設等マネジメントは、『国分寺市公共施設個別施設計画』（平成30年10月）に基づき、令和8年度は当初予算計上額、令和9年度以降については、詳細な事業費を算定できるものはその費用を、それ以外は現時点での見込額を計上した。

【歳出】

単位：千円

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計
①公共建築物マネジメント（学校以外）	519,346	1,782,469	933,776	973,915	1,449,972	1,413,833	7,073,311
②公共建築物マネジメント（学校）	368,314	508,751	963,955	1,113,308	1,088,107	636,176	4,678,611
計	887,660	2,291,220	1,897,731	2,087,223	2,538,079	2,050,009	11,751,922

※令和8年度における①対象事業：国分寺市立本多公民館・図書館屋上及び一部ガラス防水修繕事業、国分寺市障害者センター大規模改修事業、国分寺市立並木公民館・図書館長寿命化改修事業

※令和8年度における②対象事業：小学校の施設整備事業（一小、二小、八小、九小）

【歳入】

単位：千円

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計
①（仮）個別施設計画による改修事業債等	389,500	1,336,800	700,300	730,400	1,087,400	1,060,300	5,304,700
①市町村総合交付金等	64,900	222,800	116,700	121,700	181,200	176,700	884,000
②学校施設環境改善交付金	25,863	101,700	192,700	222,600	217,600	127,200	887,663
②小中学校大規模改造整備事業債等	228,200	305,200	578,400	668,000	652,800	381,700	2,814,300
②市町村総合交付金等	59,100	50,900	96,400	111,300	108,800	63,600	490,100
計	767,563	2,017,400	1,684,500	1,854,000	2,247,800	1,809,500	10,380,763

①学校以外の施設における歳入の考え方について

・令和9年度以降は、個別施設計画による改修事業債等75/100、市町村総合交付金等50/100として見込んだ。

②学校における歳入の考え方

・令和9年度以降は、学校施設環境改善交付金20/100、小中学校大規模改造整備事業債等75/100、市町村総合交付金等50/100として見込んだ。

【一般財源】

単位：千円

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計
①公共建築物マネジメント（学校以外）	64,946	222,869	116,776	121,815	181,372	176,833	884,611
②公共建築物マネジメント（学校）	55,151	50,951	96,455	111,408	108,907	63,676	486,548
計	120,097	273,820	213,231	233,223	290,279	240,509	1,371,159

### 3 基礎的数値の推計等 (6)旧庁舎用地利活用事業

【前提条件】

○旧庁舎用地利活用事業は、令和8年度は当初予算計上額、令和9年度以降については現時点での見込額を基に算出した。また複合公共施設は、令和10年12月引き渡し、令和11年3月供用開始と仮定し、施設維持管理費は直近の指定管理者導入事例を参考に算出した。

○地方債は、国の基準により旧庁舎等解体工事については充当率90%、償還期間10年（据置期間2年）、利率1.8%（財政フレーム作成条件）の想定とした。また、複合公共施設工事費については、国庫補助対象分については充当率90%、それ以外については75%、償還期間20年（据置期間3年）、利率3.0%（財政フレーム作成条件）の想定とした。

○土地貸付料については、民間活用事業に係る施設の供用開始後（令和11年3月以降）に発生する予定であり、単価を月額768円/m<sup>2</sup>、貸付敷地面積を7,451.38m<sup>2</sup>（いずれも提案値）と想定して算出した。

事業費 内訳（単位：千円）

項目	起債対象	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計（項目別）
<b>工事費</b>		673,436	1,197,922	6,160,584	0	0	0	8,031,942
旧庁舎等解体工事	○	278,600						278,600
複合公共施設建設工事（設計・施工）	○	394,836	1,175,163	5,684,502				7,254,501
附帯工事	×		22,759	476,082				498,841
<b>工事系委託料</b>		71,675	34,980	33,220	0	0	0	139,875
旧庁舎等解体工事監理委託	○	3,475						3,475
複合公共施設建設工事CM業務委託	×	68,200	34,980	33,220				136,400
<b>その他委託料</b>		434	2,039	495,366	116,910	116,910	116,910	848,569
移転費（引越費、システム移転費など）	×			53,518				53,518
備品購入費ほか	×			408,538				408,538
運用検討、施設維持管理費ほか	×	434	2,039	33,310	116,910	116,910	116,910	386,513
<b>合計（年度別）</b>		745,545	1,234,941	6,689,170	116,910	116,910	116,910	9,020,386



資金計画 内訳（単位：千円）

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計（項目別）
旧庁舎用地利活用事業費	745,545	1,234,941	6,689,170	116,910	116,910	116,910	9,020,386
償還額 ② ※		10,579	30,908	162,532	194,686	231,431	630,136
<b>全体額（①+②）</b>	745,545	1,245,520	6,720,078	279,442	311,596	348,341	9,650,522

財源 内訳（単位：千円）

社会資本整備総合交付金	58,900	287,600	950,200				1,296,700
地方債	518,900	730,300	3,826,300				5,075,500
公共施設整備基金	98,736	217,041	1,906,948				2,222,725
土地貸付料			5,722	68,671	68,671	68,671	211,735
一般財源	69,009	10,579	30,908	210,771	242,925	279,670	843,862

※令和8年度以降に借り入れる市債の償還額を計上

### 3 基礎的数値の推計等 (7) (仮称) リサイクルセンター建設事業

【前提条件】

- (仮称) リサイクルセンター建設事業は、令和8年度については当初予算計上額、令和9年度以降については現時点での見込額を基に算出した。
- 地方債は、国の基準により清掃センター工場棟他解体工事（焼却施設部分）、(仮称) リサイクルセンター建設工事については充当率90%、解体及び建設の施工監理業務委託については、循環型社会形成推進交付金対象額部分90%、その他は75%の起債とした。また、償還期間20年（据置期間3年）、利率3.0%（財政フレーム作成条件）の想定とした。
- 地方債を令和8年度に約4億2千万円、令和9年度に約5億8千万円、令和10年度に約4億1千万円、令和11年度に1億2千万円、令和12年度及び令和13年度に約25億3千万円借り入れる想定とした。

事業費 内訳 (単位：千円)

項目	起債対象	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計(項目別)
<b>工事費</b>		614,935	833,216	584,651	200,000	4,175,000	4,175,000	10,582,802
清掃センター工場棟他解体工事(前払金対象工事)	○	614,935	833,216	584,651				2,032,802
(仮称) リサイクルセンター建設工事(前払金対象工事)	○				200,000	4,175,000	4,175,000	8,550,000
<b>工事系委託料</b>		15,791	21,581	15,265	0	38,407	38,407	129,451
清掃センター工場棟他解体工事施工監理等業務委託	○	15,791	21,581	15,265				52,637
(仮称) リサイクルセンター建設工事施工監理業務委託	○					38,407	38,407	76,814
<b>その他委託料</b>		65,164	38,559	38,559	0	0	0	142,282
土壌汚染調査委託	×	33,000						33,000
(仮称) リサイクルセンター施設整備基本設計業務	×	32,164						32,164
生活環境影響調査業務委託	×		11,809	11,809				23,618
(仮称) リサイクルセンター事業者選定アドバイザー業務委託	×		26,750	26,750				53,500
<b>その他経費</b>		87,120	87,120	87,120	87,120	87,120	87,120	522,720
仮設処理施設(プラント設備・建物)	×	87,120	87,120	87,120	87,120	87,120	87,120	522,720
<b>合計(年度別)</b>		<b>783,010</b>	<b>980,476</b>	<b>725,595</b>	<b>287,120</b>	<b>4,300,527</b>	<b>4,300,527</b>	<b>11,377,255</b>



資金計画 内訳 (単位：千円)

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計(項目別)
(仮称) リサイクルセンター建設事業費 ①	783,010	980,476	725,595	287,120	4,300,527	4,300,527	11,377,255
償還額 ② ※		10,979	27,786	40,712	64,590	157,548	301,615
<b>全体額 (①+②)</b>	<b>783,010</b>	<b>991,455</b>	<b>753,381</b>	<b>327,832</b>	<b>4,365,117</b>	<b>4,458,075</b>	<b>11,678,870</b>

財源 内訳 (単位：千円)

循環型社会形成推進交付金	116,555	139,960	98,750	66,666	1,398,791	1,398,791	3,219,513
市町村総合交付金	2,600	66,800	46,300	6,600	142,000	142,000	406,300
地方債	420,700	581,100	408,400	120,000	2,530,500	2,530,500	6,591,200
公共施設整備基金	90,101	192,616	172,145	93,854	229,236	229,236	1,007,188
一般財源	153,054	10,979	27,786	40,712	64,590	157,548	454,669

※令和8年度以降に借り入れる市債の償還額を計上

### 3 基礎的数値の推計等 (8)政策的経費集計表

単位：千円

都市像	年度	令和8年度	
		事業費	一般財源
子ども・学び		1,385,964	553,735
歴史・文化・地域づくり		1,123,821	259,524
共生社会・健康・福祉		72,716	47,429
都市環境・安全・安心		3,936,795	663,711
公共経営		3,045,279	1,261,956
合計		9,564,575	2,786,355

### 3 基礎的数値の推計等 (9)政策的経費の経常化事業費

単位：千円

都市像	令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
子ども・学び	800,478	495,226	801,554	495,928	801,247	495,621	801,069	495,443	801,069	495,443
歴史・文化・地域づくり	93,558	84,221	10,892	1,555	10,892	1,555	0	0	0	0
共生社会・健康・福祉	51,105	25,993	41,800	16,688	41,800	27,159	41,800	27,159	41,800	27,159
都市環境・安全・安心	44,522	44,522	44,522	44,522	44,522	44,522	44,522	44,522	44,522	44,522
公共経営	675,262	675,262	675,262	675,262	538,992	538,992	130,056	130,056	130,056	130,056
総合計	1,664,925	1,325,224	1,574,030	1,233,955	1,437,453	1,107,849	1,017,447	697,180	1,017,447	697,180

### 3 基礎的数値の推計等 (10)主な政策的経費（一般財源）の内容

単位：千円

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和8年度から13年度 までの合計
民設民営学童保育所整備事業	4,913	25,558	46,201	66,845	82,577	82,577	308,671
民設民営保育所整備事業	22,853	52,999	52,999	52,999	52,999	52,999	287,848
学校ICT環境整備事業（次世代システムへのリプレース）	0	0	4,850	28,302	1,268,419	0	1,301,571
小学校35人学級施設整備事業（工事）	20,991	328,206	666,111	0	0	0	1,015,308
旧し尿処理施設用地及びストックヤード用地利活用実施事業	28,000	158,928	122,756	0	0	0	309,684
西国分寺駅北口駅前エリア整備事業	31,843	36,042	70,272	86,334	13,334	13,334	251,159
下水道事業会計負担金及び補助金	103,253	95,826	95,826	79,105	103,175	99,080	576,265
国3・4・12号線整備事業	169,914	136,900	205,512	11,550	8,100	7,800	539,776
同報系防災行政無線デジタル化整備事業	15,068	443,001	0	0	0	0	458,069
第4期内部事務系システム導入・運用委託事業	0	0	0	515,008	737,542	737,542	1,990,092
第4期基幹系システム導入・運用業務委託事業	0	0	0	705,195	371,217	371,217	1,447,629
包括施設管理委託事業	381,775	391,929	419,692	435,910	452,870	470,605	2,552,781
公共施設等マネジメント	120,097	273,820	213,231	233,223	290,279	240,509	1,371,159
旧庁舎用地利活用事業	69,009	10,579	30,908	210,771	242,925	279,670	843,862
（仮称）リサイクルセンター建設事業	153,054	10,979	27,786	40,712	64,590	157,548	454,669
合計	1,120,770	1,964,767	1,956,144	2,465,954	3,688,027	2,512,881	13,708,543

○令和8年度から令和13年度までの期間における主要15事業について推計を行った。このうち、①公共施設等マネジメント、②旧庁舎用地利活用事業、③（仮称）リサイクルセンター建設事業については、個別に基礎的数値の推計を行った。

○上記①～③を除く12事業の記載は、『国分寺市ビジョン実行計画』の施策順とした。

○令和9年度以降の政策的経費については、令和10年度以降経常化するものであっても政策的経費として計上した。

## 4 令和13年度までの財政フレーム

単位：千円

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和8年度から13年度 までの合計		
経常的経費	歳入	経常的歳入	56,945,691	57,565,608	58,595,004	59,041,881	60,033,172	60,522,570	352,703,926	
		経常化する充当財源（特定財源）			339,701	340,075	329,604	320,267	320,267	1,649,914
		計 ①	56,945,691	57,905,309	58,935,079	59,371,485	60,353,439	60,842,837	354,353,840	
	歳出	経常的歳出	54,159,336	54,741,295	55,774,116	55,890,253	55,899,564	55,840,927	332,305,491	
		経常化する政策的経費			1,664,925	1,574,030	1,437,453	1,017,447	1,017,447	6,711,302
		計 ②	54,159,336	56,406,220	57,348,146	57,327,706	56,917,011	56,858,374	339,016,793	
③ 差 引 (①-②)		2,786,355	1,499,089	1,586,933	2,043,779	3,436,428	3,984,463	15,337,047		
④ 政策的経費に充当できる一般財源		2,786,355	1,499,089	1,586,933	2,043,779	3,436,428	3,984,463	15,337,047		
政策的経費	事業費 ⑤	9,564,575								
	一般財源 ⑥	2,786,355	3,064,767	3,056,144	3,565,954	4,788,027	3,612,881	20,874,128		
⑦ 予算規模 (②+⑤)		63,723,911								
⑧ 財源過不足額 (④-⑥)		0	▲ 1,565,678	▲ 1,469,211	▲ 1,522,175	▲ 1,351,599	371,582	▲ 5,537,081		
財源 (⑧の財源対応)	基金からの充当		1,565,678	1,469,211	1,522,175	1,351,599	0	5,908,663		
⑨ 基金積立金 (職員退職手当基金除く。)		586,704	586,704	586,704	586,704	586,704	586,704	3,520,224		
⑩ 基金取崩し (職員退職手当基金除く。)		929,682	559,657	2,229,093	243,854	379,236	379,236	4,720,758		
基金積増分 (⑧のうち財源超過分+⑨-⑩)		▲ 342,978	27,047	▲ 1,642,389	342,850	207,468	579,050	▲ 828,952		
令和7年度末基金残高 (職員退職手当基金除く。)	9,932,147	利子	38,228	33,696	28,429	17,638	13,572	9,615	141,178	
		基金残高	9,627,397	8,122,462	5,039,291	3,877,604	2,747,045	3,335,710		
⑥一般財源の内訳	主な政策的経費 (P14)	1,120,770	1,964,767	1,956,144	2,465,954	3,688,027	2,512,881	13,708,543		
	その他の政策的経費	1,665,585	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	7,165,585		

令和8年度

令和8年2月27日  
庁議付議資料No. 2  
政策経営課

# 政策的経費の内容

事業費の合計（都市像別）	.....	1
子ども・学び 「子どもを育み 学びがつながるまち」	.....	2
歴史・文化・地域づくり 「活気あふれる成長のまち」	.....	5
共生社会・健康・福祉 「自分らしくいきいき暮らせるまち」	.....	7
都市環境・安全・安心 「安全・安心で快適なまち」	.....	9
公共経営 「未来につながる持続可能なまち」	.....	12

## 事業費の合計（都市像別）

（単位：千円）

		事業費	財源内訳				
			国	東京都	地方債	その他特定財源	一般財源
子ども・学び	小計	1,385,964	256,394	462,310	26,900	86,625	553,735
歴史・文化・地域づくり	小計	1,123,821	219,808	103,967	380,500	160,022	259,524
共生社会・健康・福祉	小計	72,716	2,702	22,585	0	0	47,429
都市環境・安全・安心	小計	3,936,795	766,678	619,858	1,590,900	295,648	663,711
公共経営	小計	3,045,279	196,117	112,531	1,251,500	223,175	1,261,956
合計		9,564,575	1,441,699	1,321,251	3,249,800	765,470	2,786,355

## 子ども・学び 「子どもを育み 学びがつながるまち」

実行計画事業（国分寺市ビジョン実行計画事業…◎）

区分（新…新規事業 継…前年度からの継続事業 レ…レベルアップ事業）

単複（単…単年度で実施する事業 複…複数年度で実施する事業）

経常（〇…次年度から経常化する事業（一部経常化も含む））

（単位：千円）

No	施策項目名	実行計画事業	事業区分			予算書ページ	事業名	主管課	事業費(R8)	財源内訳					事業概要
			区分	単複	経常					国	都	地方債	その他	一般財源	
1	01 切れ目のない子育て支援		新	複	○	221	産婦健康診査及び1か月児健康診査事業	子育て相談室	8,448	3,990	1,396	0	0	3,062	出産後間もない時期の母親と生後1か月児を対象に、令和8年10月から、都内の契約医療機関等で健康診査事業を開始する。
2	01 切れ目のない子育て支援		新	複	○	219	初回産科受診料支援事業	子育て相談室	65	25	12	0	0	28	低所得の妊婦を対象に、初回産科受診料の費用（産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用）を助成する。
3	01 切れ目のない子育て支援		新	複	○	191	ブックスタート事業	子育て相談室	1,099	0	0	0	0	1,099	0歳児とその保護者を対象に、親子ひろばで職員が読み聞かせを行い、絵本を1冊寄贈する。
4	02 子育て支援サービス	◎	継	複	○	199	ベビーシッター利用支援事業	保育幼稚園課	4,724	0	0	0	0	4,724	0歳児から5歳児までの待機児童の保護者等を対象に、児童が保育所等に入所できるまでの間のベビーシッターの利用に関する支援を行う。
5	02 子育て支援サービス	◎	新	複	○	197	こども誰でも通園事業	保育幼稚園課	32,963	6,126	25,806	0	0	1,031	前年度から試行的に実施している「未就園児の定期的な預かり事業」に加え、国の新たな給付制度「乳児等通園支援事業」を組み合わせた「こども誰でも通園制度」を実施する。
6	02 子育て支援サービス		新	複	○	195	医療的ケア児保育支援事業	保育幼稚園課	7,732	0	6,443	0	0	1,289	日常生活を送る上で医療的ケアが必要な児童を受け入れる私立保育園に対し、看護師、保育補助者等の配置や必要な備品の購入等に係る経費の補助を行う。
7	02 子育て支援サービス		新	複	○	197	西部地区拠点親子ひろばにおける一時預かり事業	保育幼稚園課	3,863	814	814	0	0	2,235	西部地区拠点親子ひろばのひかりプラザへの移転に合わせて、令和8年10月から親子ひろば事業のスペースの一部を活用して一時預かり事業を実施する。
8	02 子育て支援サービス		新	単		205	国分寺市立恋ヶ窪保育園屋上キュービクル修繕事業	保育幼稚園課	7,568	0	0	0	0	7,568	恋ヶ窪保育園の屋上に設置されている変圧器の交換、修繕を実施する。
9	02 子育て支援サービス		新	複	○	199	朝の居場所事業	子ども子育て支援課	2,444	0	0	0	0	2,444	「小1の壁」問題の解消を図るため、一小及び二小において、始業時間までの間に学校内又は学校に隣接した場所で児童が安全に過ごすことのできる居場所を整備する。
10	02 子育て支援サービス		レ	複	○	209	認証学童クラブ事業	子ども子育て支援課	33,574	0	27,977	0	0	5,597	東京都の認証学童クラブの基準を満たし、認証を受けた学童保育所に対し、質の向上に係る運営費補助金を交付する。

11	03 子育て環境整備	◎	継	複		209	民設民営学童保育所整備事業（施設整備）	子ども若者計画課	27,513	8,400	14,200	0	0	4,913	「子ども若者・子育ていきいき計画」に基づき、公設学童保育所の狭あい環境を解消するため、民設民営学童保育所を2施設整備する。
12	03 子育て環境整備	◎	継	複		199	民設民営保育所整備事業（施設整備）	子ども若者計画課	293,860	134,946	136,061	0	0	22,853	令和9年4月に開所する認可保育所の整備に要する経費の一部を補助する。また、開所5年以内の認可保育所運営事業者に対し、賃貸借物件（土地・建物）の賃料の一部を補助する。
13	03 子育て環境整備	◎	継	複		209	国分寺市立第八小学校区学童保育所設置事業	子ども若者計画課	154,560	60,334	61,680	26,900	5,286	360	令和8年12月の第二・第三西町学童保育所の開所に向けて、工事を実施する。
14	03 子育て環境整備	◎	新	複		209	国分寺市立第二小学校区学童保育所設置事業	子ども若者計画課	19,414	0	0	0	0	19,414	令和10年度中の第二光町学童保育所の建替えと（仮称）第五光町学童保育所の開所に向けて、設計を行う。
15	03 子育て環境整備		継	複	○	195	民設民営保育所整備事業（運営費補助）	保育幼稚園課	107,513	30,891	26,976	0	0	49,646	令和8年4月に開所するまなびの森 保育園国分寺ブチ・クレイシュに対して委託費及び補助金を支出する。
16	03 子育て環境整備		新	複	○	207	国分寺市立第五小学校区学童保育所設置事業（運営に要する経費）	子ども子育て支援課	30,717	6,143	12,962	0	1,660	9,952	令和8年4月に開所する第四日吉町学童保育所の指定管理運営事業者に対し、指定管理委託料及び処遇改善補助金を支出する。
17	03 子育て環境整備		新	複	○	207	国分寺市立第八小学校区学童保育所設置事業（運営に要する経費）	子ども子育て支援課	6,435	1,286	1,286	0	0	3,863	令和8年12月の開所に向け、第二・第三西町学童保育所の運営に必要な備品等を購入する。
18	03 子育て環境整備		継	複	○	209	民設民営学童保育所整備事業（運営費補助）	子ども子育て支援課	17,461	3,439	3,439	0	0	10,583	令和8年4月に開所する民設民営学童保育所じゃんが恋ヶ窪に対し、運営費補助金及び処遇改善補助金を交付する。
19	04 学校教育		レ	複	○	311	市立中学校給食業務委託事業	学務課	506,243	0	143,258	0	0	362,985	市立中学校給食の在り方検討委員会の報告に基づき、保温食缶方式による中学校給食業務委託を実施する。
20	04 学校教育		レ	複	○	285	移動教室・修学旅行拡充事業	学務課	5,726	0	0	0	0	5,726	移動教室、修学旅行に係る交通費や宿泊費の上昇により、年々保護者の負担が増加していることから、補助額を増額し、保護者負担の軽減を図る。
21	05 教育環境整備		継	複		303	小学校35人学級施設整備事業（工事）	教育総務課	46,390	0	0	0	25,399	20,991	三小の35人学級実施に伴う増築で狭小化した校庭面積の拡大を図るためのプール撤去工事によって、新たに必要となった防球ネットの設置工事を行う。また、六小の増築棟建築に係る基本・実施設計を行う。
22	05 教育環境整備	◎	新	複		283	学校ICT環境整備事業（学級数増等に伴う環境整備）	教育総務課	6,433	0	0	0	0	6,433	普通教室の増設及び大規模改造工事に伴い、施工該当箇所に設置した次世代教育系システム関連情報機器等の一時退避及び施工終了後の復元を行う。
23	05 教育環境整備	◎	新	複	○	283	学校ICT環境整備事業（運用環境整備）	教育総務課	3,204	0	0	0	0	3,204	文部科学省の示す「学校のICT環境整備3か年計画」の水準に基づき、普通教室の増分と特別支援教室向けにプロジェクト等の機器の配備を行う。
24	05 教育環境整備		継	複		307	中学校35人学級施設整備事業（修繕等）	教育総務課	54,280	0	0	0	54,280	0	中学校35人学級の実施に伴い、普通教室が不足するため、三中の多目的室を普通教室に転換する修繕を行う。また、五中のパソコン教室を図書室に、現図書室を普通教室2教室に転換する修繕を行う。

25	05 教育環境整備		新	複	○	297	小・中学校防犯設備整備事業	教育総務課	3,735	0	0	0	0	3,735	防犯対策の強化を図るため、市立小中学校の来賓用通用口扉へ電子施錠及びカメラ付きインターホンを、事務室及び職員室にカメラ付きインターホンを設置する（設置済みの十小を除く。）。
小計									1,385,964	256,394	462,310	26,900	86,625	553,735	

## 歴史・文化・地域づくり 「活気あふれる成長のまち」

実行計画事業（国分寺市ビジョン実行計画事業…◎）

区分（新…新規事業 継…前年度からの継続事業 レ…レベルアップ事業）

単複（単…単年度で実施する事業 複…複数年度で実施する事業）

経常（○…次年度から経常化する事業（一部経常化も含む））

（単位：千円）

No	施策項目名	実行計画事業	事業区分			予算書ページ	事業名	主管課	事業費(R8)	財源内訳					事業概要
			区分	単複	経常					国	都	地方債	その他	一般財源	
26	06 歴史	◎	継	複		319	史跡武蔵国分寺跡公園整備事業	ふるさと文化財課	178,996	71,960	47,780	52,200	0	7,056	国指定史跡武蔵国分寺跡を後世に継承するため、「史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）第一期整備【中枢部周辺地区】基本設計報告書」のうち、北方・推定中院地区の基盤整備工事等に着手する。
27	06 歴史	◎	継	複		319	史跡武蔵国分寺跡公園用地買収事業	ふるさと文化財課	184,814	147,848	18,481	13,800	0	4,685	「史跡武蔵国分寺跡【僧寺地区】新整備基本計画」に基づき、国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡を保存・活用するため、僧寺寺院地内において公園事業用地の買収を行い、公有化を進める。
28	06 歴史		継	複		315	埋蔵文化財整理事業	ふるさと文化財課	5,988	0	0	0	0	5,988	埋蔵文化財の適切な保管と公開活用に向けた環境整備を行う。今年度は、史跡地内の文化財倉庫について、解体・整備工事を行う。
29	06 歴史	◎	継	複		319	国分寺市史編さん事業	市史編さん室	24,148	0	0	0	0	24,148	現市史刊行後の歴史や調査等で明らかになった事実を基に、地域に生きた人々の視点から編さんする。市史編さんの調査・研究の進捗状況は、ニュースレター等を通じて広く市民に周知する。
30	07 文化芸術・スポーツ		新	複		103	市民室内プール在り方検討事業	公共施設マネジメント課	42,526	0	0	0	0	42,526	市民室内プールの再整備を視野に入れた在り方検討として、対応手法や整備場所、概算事業費、民間事業者の参入意向確認などの基礎調査を実施する。
31	07 文化芸術・スポーツ		継	複		333	市民戸倉第一テニスコート拡充等整備工事事業	スポーツ振興課	391,560	0	400	292,600	97,100	1,460	利用者の利便性の向上を図るため、面数拡充整備工事及び管理棟工事監理を行う。また、隣接している旧市民戸倉野球場用地の返還に伴い、原状回復する。
32	07 文化芸術・スポーツ		新	複		333	市民室内プール特定天井等改修工事設計委託事業	スポーツ振興課	5,159	0	0	0	0	5,159	特定天井の耐震性の確保及びその他必要な改修工事のため、設計を行う。
33	07 文化芸術・スポーツ		新	複		333	市民室内プール代替施設運営事業	スポーツ振興課	3,990	0	0	0	320	3,670	市民室内プールの耐震工事に伴う、長期利用停止期間中の代替施設として、民間プール施設の定休日に施設を借り上げる。
34	07 文化芸術・スポーツ		継	複		333	市民スポーツセンターフィットネスルーム及び会議室空調機設置工事事業	スポーツ振興課	20,873	0	16,700	0	0	4,173	市民スポーツセンター空調の不具合について、設備の老朽化が激しく修繕は難しいため、フィットネスルームと会議室に新たにエアコンを設置する。
35	07 文化芸術・スポーツ		新	複		333	市民スポーツセンター受変電設備修繕事業	スポーツ振興課	1,216	0	0	0	0	1,216	受変電設備内コンデンサにポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）が含まれている可能性があるため、交換修繕を実施する。
36	08 社会教育	◎	継	複		313	中学校部活動地域連携・地域展開事業	社会教育課	13,617	0	4,391	0	0	9,226	子どもたちが、豊かなスポーツ・文化芸術活動に取り組める環境を確保するとともに、部活動に携わる教員の負担軽減等を図るため、休日の部活動を地域の団体等に委託する。

37	08 社会教育		新	複	○	293	教育センター指定管理者制度移行事業	社会教育課	83,569	0	0	0	0	83,569	民間の活力を生かし、施設利用者の利便性の向上を図るとともに、施設の新たな価値を創出するため、令和8年4月から指定管理者制度を導入する。
38	08 社会教育		新	複		293	ひかりプラザ昇降機更新修繕事業	社会教育課	22,506	0	0	0	22,506	0	施設利用者の安全性の向上を図るため、エレベーターの改修に着手する。
39	08 社会教育		新	単		293	ひかりプラザコンデンサ更新事業	社会教育課	1,320	0	0	0	0	1,320	キュービクル内のコンデンサに微量のPCB混入のおそれがあるため、交換修繕を実施する。
40	08 社会教育		新	複		325	国分寺市立光公民館・図書館昇降機更新修繕事業	公民館課	19,253	0	0	0	19,253	0	施設利用者の安全性の向上を図るため、光公民館・図書館のエレベーターの更新修繕に着手する。
41	08 社会教育		新	単		325	国分寺市立もとまち公民館会議室空調機更新修繕事業	公民館課	17,243	0	0	0	17,243	0	市民サービスの維持及び健康被害の防止のため、老朽化した会議室空調機の更新修繕を実施する。
42	09 シティプロモーション	◎	新	単		247	市観光大使活用シティプロモーション推進事業	市政戦略室	2,943	0	978	0	0	1,965	観光大使を活用した魅力発信を図るため、①観光シティプロモーションサイトへの観光大使のコラム掲載、②観光大使目線のまち歩き動画の制作・配信、③観光大使の元プロ野球選手による野球教室を実施する。
43	09 シティプロモーション	◎	継	複		103	アニメ等コンテンツを活用したまちの魅力発信事業	市政戦略室	4,076	0	0	0	3,600	476	市にゆかりのある株式会社タツノコプロのアニメ等コンテンツを活用した魅力発信・地域活性化を図るため、クラウドファンディングの手法を用いて、アニメキャラクターの銅像を設置する。
44	10 地域連携	◎	新	単		121	交流と連携による地域活性化事業	協働コミュニティ課	1,120	0	0	0	0	1,120	市民・団体・市・企業等の交流を促進し、課題等を共有することで、各ステークホルダー間の連携による地域課題解決の糸口を探るため、テーマ型交流カフェ及び大交流カフェを実施する（提案型協働事業）。
45	10 地域連携		継	複		113	国分寺市もとまちプラザ付属建物設置事業	協働コミュニティ課	26,242	0	0	0	0	26,242	公共施設の再配置等に伴い不足する備品・物品等の一時仮置き場として、もとまちプラザ用地の附属建物のリースを継続する。
46	10 地域連携		継	複		113	旧し尿処理施設用地及びストックヤード用地利活用実施事業	協働コミュニティ課	55,800	0	5,900	21,900	0	28,000	「旧し尿処理施設用地及びストックヤード用地利活用基本計画」に基づき、新もとまちプラザ建設に係る実施設計及び発掘調査を行う。
47	11 商工振興・創業		継	複		247	地域産業活性化プラン策定事業	経済課	5,970	0	0	0	0	5,970	前年度に整理した課題等を踏まえて、「地域産業活性化プラン」策定に向けた検討を行うとともに、市民説明会やパブリック・コメントを実施し、計画を策定する。
48	12 農業振興		新	複	○	243	農業経営強靱化事業	経済課	10,892	0	9,337	0	0	1,555	持続的・安定的・発展的な農業経営を確立させるため、市内認定農業者3経営体に対し、防鳥柵4棟、パイプハウス1棟及びその附帯設備（細霧冷房、遮光カーテン）の整備を支援する。
小計									1,123,821	219,808	103,967	380,500	160,022	259,524	

## 共生社会・健康・福祉 「自分らしくいきいき暮らせるまち」

実行計画事業（国分寺市ビジョン実行計画事業…◎）

区分（新…新規事業 継…前年度からの継続事業 レ…レベルアップ事業）

単複（単…単年度で実施する事業 複…複数年度で実施する事業）

経常（○…次年度から経常化する事業（一部経常化も含む））

（単位：千円）

No	施策項目名	実行計画事業	事業区分			予算書ページ	事業名	主管課	事業費（R8）	財源内訳					事業概要
			区分	単複	経常					国	都	地方債	その他	一般財源	
49	15 健康づくり		新	複	○	185	国民健康保険特別会計繰出金（国保情報集約システムデータ連携事業）	保険年金課	2,169	0	0	0	0	2,169	業務効率化と情報セキュリティの強化を図るため、現在USBメモリを使用して行っている被保険者情報連携業務を自動連携させる。
50	15 健康づくり		新	複	○	165	後期高齢者医療特別会計繰出金（広域連合システムデータ連携事業・保険料コンビニ収納事業）	保険年金課	3,930	0	0	0	0	3,930	被保険者情報連携業務を自動連携させる。また、市民の利便性の向上を図るため、後期高齢者医療保険料のコンビニ収納を開始する。
51	15 健康づくり		新	複	○	227	男性HPVワクチン任意接種事業	健康推進課	13,768	0	2,227	0	0	11,541	小学校6年生～高校1年生相当年齢の男性を対象に、HPVワクチン任意接種事業を実施する。令和8年度及び令和9年度は、特例措置として、高校2年生～大学4年生相当年齢の男性も対象とする。
52	15 健康づくり		レ	複	○	225	高齢者歯科健康診査拡充事業	健康推進課	3,769	0	0	0	0	3,769	後期高齢者医療被保険者（75歳以上）の市民を対象としている高齢者歯科健康診査（いきいき口腔健診）の対象年齢を、71歳以上に拡充する。
53	15 健康づくり		レ	複	○	227	骨髄移植等により免疫を失った者に対する予防接種再接種費用助成事業	健康推進課	65	0	31	0	0	34	骨髄移植等により既に行った定期予防接種で得た免疫が消失した方に対する再接種費用の助成について、対象を18歳未満から20歳未満に拡大する。
54	16 地域福祉		新	複	○	155	避難行動要支援者個別避難計画作成事業（地域共生推進）	地域共生推進課	118	0	0	0	0	118	避難行動要支援者名簿登録者のうち、土砂災害警戒区域等に在住する方について、発災時の支援情報等を記載した個別避難計画を作成する。
55	16 地域福祉		新	単		185	福祉センター変圧器更新修繕事業	地域共生推進課	4,746	0	0	0	0	4,746	低濃度PCBを含有している変圧器の交換修繕を行う。
56	16 地域福祉		新	複	○	155	避難行動要支援者個別避難計画作成事業（障害福祉）	障害福祉課	154	0	0	0	0	154	避難行動要支援者名簿登録者のうち、土砂災害警戒区域等に在住する障害が理由となる方について、発災時の支援情報等を記載した個別避難計画を作成する。
57	16 地域福祉		新	複	○	155	避難行動要支援者個別避難計画作成事業（高齢福祉）	高齢福祉課	322	0	0	0	0	322	避難行動要支援者名簿登録者のうち、土砂災害警戒区域等に在住する要介護認定が理由となる方について、発災時の支援情報等を記載した個別避難計画を作成する。
58	17 高齢福祉		新	複	○	115	在宅医療推進強化事業（24時間診療体制推進）補助事業	高齢福祉課	10,011	0	10,011	0	0	0	市内の在宅医療の推進及び強化を図るため、市医師会に対し、在宅医療推進強化事業（24時間診療体制推進）補助金を交付する。
59	17 高齢福祉		継	複		161	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業	高齢福祉課	4,050	0	0	0	0	4,050	「高齢者保健福祉計画」及び「第10期介護保険事業計画」策定のため、各種基礎調査の分析、関係団体ヒアリング、パブリック・コメント、市民説明会等を実施する。

60	17	高齢福祉		新	複		157	地域密着型サービス拠点施設等整備補助事業	高齢福祉課	263	0	0	0	0	263	「介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス事業所整備事業者の選定を行う。
61	17	高齢福祉		新	複	○	187	介護保険特別会計繰出金（認知症施策推進計画策定事業）	高齢福祉課	4,279	0	0	0	0	4,279	認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、アンケート調査や推進会議を開催し、「認知症施策推進計画」を策定する。
62	17	高齢福祉		新	複	○	163	認知症検診事業	高齢福祉課	5,465	0	5,465	0	0	0	認知症予防の普及啓発を図るため、市医師会への委託により検診事業を実施する。郵送による動費は70歳、75歳（約2,500人）と、70歳以上で認知症の診断を受けていない受診希望者も対象とする。
63	17	高齢福祉		新	複	○	163	高齢者補聴器購入費助成事業	高齢福祉課	6,598	0	3,354	0	0	3,244	65歳以上で所得制限等の要件を満たす市民を対象に、助成額4万円を上限として、補聴器購入費に対する助成を行う。
64	17	高齢福祉		新	複	○	187	介護保険特別会計繰出金（介護保険料コンビニ収納事業）	高齢福祉課	1,339	0	0	0	0	1,339	市民の利便性の向上を図るため、介護保険料のコンビニ収納を開始する。
65	17	高齢福祉	◎	レ	複	○	161	介護職員研修費用補助金交付事業	高齢福祉課	140	0	105	0	0	35	介護人材の不足が見込まれる中、高齢者を支える人材確保のため、介護に関する資格取得費用助成の上限額を6万6千円から8万円に拡大する。
66	18	障害福祉		継	複		167	障害者計画等策定事業	障害福祉課	4,062	50	25	0	0	3,987	基礎資料を基に検討を行い、市民説明会やパブリック・コメントを実施し、「第5次障害者計画・第5次障害者計画実施計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」を策定する。
67	18	障害福祉	◎	新	複	○	171	障害者差別解消推進事業	障害福祉課	216	0	0	0	0	216	障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、障害者差別解消支援地域協議会を設置する。
68	18	障害福祉		レ	複	○	173	日中一時支援事業利用拡大事業	障害福祉課	941	470	235	0	0	236	障害者等の保護者のレスパイト等のニーズに対応するため、日中一時支援事業の年間利用時間を288時間から360時間に拡大する。
69	18	障害福祉		レ	複	○	171	日常生活用具給付事業（種目追加）	障害福祉課	358	179	89	0	0	90	居宅にて生活する障害者等に対し、日常生活を営む上で必要な用具を給付する事業の項目に、新たに自家発電装置、無停電電源装置及び蓄電池を追加する。
70	18	障害福祉		新	単		177	国分寺市障害者就労支援センター移転事業	障害福祉課	1,083	0	0	0	0	1,083	障害者センターの大規模改修に伴い、改修期間の間、障害者就労支援センターを旧子ども家庭支援センターに一時的に移転する。
71	18	障害福祉		レ	複	○	173	障害者移動支援事業	障害福祉課	3,807	1,903	1,043	0	0	861	利用者の外出機会の拡大と社会参加の促進とともに、多様な支援体制の充実を図るため、新たに福祉サービス事業所等から余暇活動への移動を支給対象に加える。
72	19	生活福祉		新	複	○	213	預貯金等照会電子化サービス事業	生活福祉課	1,063	100	0	0	0	963	事務の効率化や迅速化を図るため、金融機関に対する預貯金等の照会・回答業務をオンライン化する。
小計										72,716	2,702	22,585	0	0	47,429	

都市環境・安全・安心 「安全・安心で快適なまち」

実行計画事業（国分寺市ビジョン実行計画事業…◎）

区分（新…新規事業 継…前年度からの継続事業 レ…レベルアップ事業）

単複（単…単年度で実施する事業 複…複数年度で実施する事業）

経常（○…次年度から経常化する事業（一部経常化も含む））

（単位：千円）

No	施策項目名	実行計画事業	事業区分			予算書ページ	事業名	主管課	事業費（R8）	財源内訳					事業概要	
			区分	単複	経常					国	都	地方債	その他	一般財源		
73	20 市街地整備		新	複	○	261	アーバンデザインセンター推進事業	まちづくり計画課	617	0	0	0	0	617	公民学連携による新しいまちづくり支援組織であるアーバンデザインセンターを設立し、活動を踏まえて今後の事業計画や事業展開等について事業運営協議会で協議する。	
74	20 市街地整備	◎	新	複		261	グランドデザイン等策定事業	まちづくり計画課	14,690	6,600	3,319	0	0	4,771	計画検討の基礎資料となる現状分析や市民意向調査等を行う。また、アーバンデザインセンターの支援により、まちづくりのグランドデザイン等の検討に向けた市民ワークショップ等を実施する。	
75	20 市街地整備		継	複		261	国3・4・11号線周辺まちづくり推進事業	まちづくり推進課	15,950	0	0	0	0	15,950	道路整備事業の進捗状況を踏まえ、まちづくり計画に基づき、市民や関係機関と連携し、幹線道路沿道にふさわしい用途地域への変更や地区計画を検討する。	
76	20 市街地整備		継	複		275	住宅マスタープラン改定事業	まちづくり推進課	6,583	2,042	0	0	0	4,541	現行の「住宅マスタープラン」の検証結果や、市民アンケート、空き家・マンションの実態調査等を踏まえ、パブリック・コメント等を経て、次期計画を策定する。	
77	20 市街地整備	◎	新	複	○	263	西国分寺駅周辺公共空間活用・にぎわい創出事業	まちづくり推進課	869	0	0	0	0	869	西国分寺駅周辺における公民学連携によるにぎわいを創出するため、交流空間づくりやイベント開催に必要な備品購入及び環境整備を進める。	
78	20 市街地整備	◎	継	複		263	国分寺駅南口再整備事業	駅周辺整備課	14,960	0	0	0	0	14,960	国分寺駅南口駅前広場等の再整備に向けて、関係機関との協議を進めつつ、再整備基本方針の決定及び整備基本設計に係る検討を行う。	
79	20 市街地整備	◎	継	複		263	西国分寺駅北口駅前エリア整備事業	駅周辺整備課	38,223	6,380	0	0	0	31,843	土地利用や都市基盤等の整備案を絞り込むとともに、都市計画等の関係機関協議を実施する。また、勉強会等のほか、駅前街区市街地整備事業の権利者の合意形成、組織化のための研究会を開催する。	
80	21 道路整備・交通安全	◎	継	複		263	国3・4・12号線整備事業	建設事業課	1,088,964	319,500	179,750	414,000	5,800	169,914	都市計画道路（国3・4・12号線）に係る用地取得、道路等の設計や排水施設設置工事を行う。	
81	21 道路整備・交通安全		継	複		255	無電柱化事業	建設事業課	29,000	0	2,300	26,100	0	600	市道幹17号線において、企業者の負担によりケーブル入線工事を行う。また、市道幹6号線において、支障となる埋設物の撤去工事を行う。	
82	21 道路整備・交通安全		継	複		263	国3・4・1号線整備事業	建設事業課	60,000	0	0	54,000	6,000	0	0	都市計画道路（国3・4・1号線）に係る事業管理用地の整備工事を行う。
83	21 道路整備・交通安全	◎	継	複		255	道路新設改良事業	建設事業課	655,000	103,950	110,425	431,000	0	9,625	補修や改修の必要な路線について、優先度の評価を基に順次、調査設計と工事を実施する。調査設計等委託9件（橋りょう補修設計委託含む）、請負工事6件（生活道路等）程度を行う。	

84	21 道路整備・交通安全		新	複		263	街路整備事業	建設事業課	19,000	0	0	0	0	19,000	「東京における都市計画道路の整備方針」に基づき、都市計画道路の新規路線事業化に向けた基礎調査として、線形確認等に関する測量及び設計を行う。
85	21 道路整備・交通安全		継	複		257	街灯・道路照明灯のLED化事業	道路管理課	52,600	0	32,000	0	0	20,600	歩行者、自転車の安全確保と夜間の交通事故防止及び電気使用料等の維持管理費の削減を図るため、市有の街灯・道路照明灯のLED化を推進する。また、令和9年度施工予定路線の設計を行う。
86	21 道路整備・交通安全		新	単		253	道路調書整備事業	道路管理課	9,623	0	0	0	0	9,623	道路管理者が作成・保管する道路台帳について、紙媒体で管理している道路調書の齟齬を修正するとともに、データベースによる図面と併せた一元管理に変更することで、正確性と業務効率の向上を図る。
87	21 道路整備・交通安全		継	複		265	下水道事業会計負担金及び補助金	下水道課	103,253	0	0	0	0	103,253	主に雨水を排除・処理するための下水道施設の維持管理等を行い、突発的・局地的大雨や台風などによる市民生活及び財産の被害を防ぐ。
88	22 公園・緑地整備	◎	継	複		265	新町一丁目緑地整備事業	緑と公園課	250,469	79,688	79,133	80,600	0	11,048	前年度に土地開発公社にて先行取得した用地の買戻しを行い、新たに都市公園として整備するため、市民説明会を開催し、整備のための設計をする。
89	22 公園・緑地整備		継	複		265	黒鐘公園整備事業	緑と公園課	433,900	131,963	131,253	148,200	8,699	13,785	令和6年度に土地開発公社にて取得した黒鐘公園用地の一部を買い戻す。また、老朽化したトイレ施設の撤去と併せて水遊び場を整備する。
90	22 公園・緑地整備	◎	継	複		265	西町五丁目緑地整備事業	緑と公園課	46,529	0	21,700	16,300	0	8,529	西町五丁目緑地の整備に向けて、用地取得等を行うとともに、市民懇談会を開催する。
91	22 公園・緑地整備		新	複		271	平兵衛樹林地整備事業	緑と公園課	5,621	0	0	0	0	5,621	閉鎖管理している光町一丁目の寄附樹林地について、隣接する平兵衛樹林地と一体的な管理を行うため、整備に向けた測量を行う。
92	24 循環型社会		新	複	○	233	災害廃棄物量推計業務委託事業	環境対策課	110	0	0	0	0	110	防災安全課の被災者生活再建支援システムにおける被害認定調査計画の策定支援サービスの導入に合わせて、災害廃棄物量の推計システムを導入する。
93	24 循環型社会	◎	継	複		237	(仮称)リサイクルセンター建設事業	環境対策課	783,010	116,555	2,600	420,700	90,101	153,054	仮設処理施設の管理、工場棟他解体工事、施工監理業務、土壌汚染調査を行うとともに、(仮称)リサイクルセンター施設整備基本設計を策定する。
94	24 循環型社会		新	複	○	237	カン収集運搬業務委託事業	環境対策課	23,108	0	0	0	0	23,108	戸別収集したカンについて、清掃センター工場棟の解体工事等に併い処理が不可能となるため、令和8年4月から市外の間処理施設に運搬する。
95	25 防災		継	複		269	防災まちづくり推進地区への支援事業	防災安全課	3,278	0	0	0	0	3,278	災害危険地図や住民意識アンケート、まちあるきによる成果をもとに、まちの課題を整理し対策とその実施について実行可能な防災計画書を作成する。また、防災まちづくりニュースを作成する。
96	25 防災		継	複		277	消防団車両の更新事業	防災安全課	36,839	0	29,300	0	0	7,539	消防ポンプ車1台(第二分団)の更新に当たり、納期の関係上債務負担を設定し契約する。また、前年度に債務負担設定した消防ポンプ車1台(第三分団)を更新する。
97	25 防災	◎	継	複		279	同報系防災行政無線デジタル化整備事業	防災安全課	200,116	0	0	0	185,048	15,068	防災行政無線のデジタル化を図るため、屋外拡声子局を更新する。また、校舎屋上等の防災行政無線を活用して新たに高所カメラを設置し、災害時の状況把握の迅速化を図る。

98	25 防災		新	複	○	277	消防団活動デジタル化事業	防災安全課	222	0	0	0	0	222	消防団活動のデジタル化を図るため、消防団員の携帯端末に専用のアプリを実装し、消防活動支援システムを導入する。
99	25 防災		新	複	○	279	防災備蓄倉庫更新事業	防災安全課	17,954	0	14,300	0	0	3,654	老朽化した二小及び八小の防災備蓄倉庫を撤去し、新たに倉庫を設置するための工事を行う。
100	25 防災		新	単		121	公園で行う防災体操教室事業	防災安全課	307	0	0	0	0	307	自助力、共助力を高めるため、公園を活用して防災まちづくり推進委員や防災会からの協力を得ながら、動かないことで起こる二次被害を予防するための防災体操を実施する（提案型協働事業）。
101	25 防災		新	複	○	277	消防団員福利厚生事業	防災安全課	1,650	0	0	0	0	1,650	災害対応にあたる消防団員及びその家族に対して、福利厚生事業を実施し、消防団員活動の継続促進のほか、団員不足の解消を図る。
102	25 防災	◎	新	複	○	279	災害時におけるトイレ確保事業	防災安全課	6,738	0	3,368	0	0	3,370	断水等が発生しても安心して利用できるトイレを確保し、災害時における避難所や在宅避難の衛生環境の向上と、被災者の健康維持を図る。
103	25 防災		新	複	○	219	災害医療・災害時保健活動DX環境整備事業	健康推進課	108	0	0	0	0	108	前年度に策定した「災害医療救護計画」及び「災害時保健活動計画」の運用に向けて、Wi-Fi等を導入する。
104	25 防災		新	複	○	219	災害医療救護運営会議事業	健康推進課	538	0	0	0	0	538	前年度に策定した「災害医療救護計画」の運用等について、関係者で協議し、その充実を図る場として、新たに災害医療救護運営会議を設置する。
105	26 暮らしの安全（防犯・消費生活）		継	複		125	住まいの防犯用品購入費補助事業	防災安全課	10,657	0	7,560	0	0	3,097	防犯対策用品を購入した場合に、その費用の2分の1を乗じた額又は1万5千円のいずれか低い額を補助する。
106	26 暮らしの安全（防犯・消費生活）		新	複		125	街頭防犯カメラ設置事業	防災安全課	6,309	0	2,850	0	0	3,459	通学路や人通りの少ない場所に街頭防犯カメラを設置し、住民の安全を見守るとともに、路上で発生する犯罪を未然に防ぎ、安心して暮らせる環境を整備する。
小計									3,936,795	766,678	619,858	1,590,900	295,648	663,711	

## 公共経営 「未来につながる持続可能なまち」

実行計画事業（国分寺市ビジョン実行計画事業…◎）

区分（新…新規事業 継…前年度からの継続事業 レ…レベルアップ事業）

単複（単…単年度で実施する事業 複…複数年度で実施する事業）

経常（○…次年度から経常化する事業（一部経常化も含む））

（単位：千円）

No	施策項目名	実行計画事業	事業区分			予算書ページ	事業名	主管課	事業費（R8）	財源内訳					事業概要
			区分	単複	経常					国	都	地方債	その他	一般財源	
107	27 デジタル化推進		継	複	○	117	第3期国分寺市内部事務系システム導入・運用委託事業（基盤・アプリケーション）	デジタル行政推進室	228,347	0	0	0	0	228,347	新しい働き方を実現するため、新たに財務会計システムに電子決裁等の機能を導入するとともに、運用保守を行う。
108	27 デジタル化推進		継	複	○	117	第3期国分寺市内部事務系システム導入・運用委託事業（新庁舎を除くネットワーク）	デジタル行政推進室	316,195	0	0	0	0	316,195	新しい働き方を実現するため、新たに内部事務系端末にセキュアブラウザ等の機能を導入するとともに、運用保守を行う。
109	27 デジタル化推進	◎	継	複	○	117	行政手続オンライン化推進支援事業	デジタル行政推進室	18,666	0	0	0	0	18,666	3課4係の32手続を対象に、フロントヤードからバックヤードまでの一気通貫した事務フロー分析によりBPR計画を策定し、行政手続のオンライン化と窓口の効率化を図る。
110	27 デジタル化推進		新	複	○	117	第3期公共施設予約システム導入・運用委託事業	デジタル行政推進室	7,645	0	0	0	0	7,645	第3期施設予約システムの導入・運用を図るため、現行システムの予約データを移行するとともに、新たに施設利用料のオンライン決済機能を導入する。
111	27 デジタル化推進		新	単		117	公金収納デジタル化対応事業	デジタル行政推進室	1,980	0	0	0	0	1,980	地方自治法の改正により、令和8年9月からeL-QRが地方税以外の公金に拡大されるため、eL-QR対応のシステム改修を行う。
112	27 デジタル化推進		新	複		117	第4期内部事務系システム調達支援業務委託事業	デジタル行政推進室	23,605	0	0	0	0	23,605	第4期内部事務系システムの調達に向けて調達計画及び調達要求仕様の作成を行う。
113	27 デジタル化推進		新	複	○	117	第3期内部事務系システム導入・運用委託事業（グループウェアのモバイル利用対応）	デジタル行政推進室	7,590	0	0	0	0	7,590	令和8年10月からグループウェアをモバイル端末で閲覧できるよう対応を行う。
114	27 デジタル化推進		継	複		133	戸籍への氏名の振り仮名記録事業	市民課	2,085	0	0	0	0	2,085	令和8年5月25日までの振り仮名の届出に対し、戸籍に振り仮名の記録を行う。届出がされなかった戸籍に対しては、仮の振り仮名に基づく市町村長記録を行う。
115	27 デジタル化推進		新	単		135	マイナンバーカード申請補助等業務委託事業	市民課	22,181	22,181	0	0	0	0	更なるマイナンバーカードの普及率及び市民の利便性の向上並びに窓口混雑の軽減を図るため、マイナンバーカードの申請補助、特急発行補助、保険証利用の紐づけ補助等の業務委託を実施する。
116	27 デジタル化推進		新	複	○	221	時間額会計年度任用職員に係る勤怠管理システム導入事業	子育て相談室	1,136	0	0	0	0	1,136	報酬支払事務の効率化のため、母子保健事業に従事する時間額会計年度任用職員について、勤怠管理システムを導入する。
117	28 脱炭素	◎	新	単		231	脱炭素社会形成推進事業	環境経営課	14,784	0	0	0	0	14,784	市内公共施設照明の現況調査、LED化の手法等の方向性の検討、省エネ効果の算出等を行い、市内公共施設のLED化に向けた基礎資料を作成し、今後の対応方針を検討する。

118	29 公共施設 マネジメント	◎	継	複		101	旧庁舎用地利活用事業	公共施設マネジ メント課	745,545	58,900	0	518,900	98,736	69,009	旧庁舎等解体工事を継続するとともに、複合公共施設の実施設 計に着手する。複合公共施設の運用に関する具体的な検討を進 め、各施設に関する例規整備を行う。
119	29 公共施設 マネジメント	◎	継	複		101	包括施設管理委託事業	公共施設マネジ メント課	381,775	0	0	0	0	381,775	公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うため、包括施設管理 委託事業を継続する。
120	29 公共施設 マネジメント		レ	複		103	建築営繕業務における設 計・工事監督支援事業	公共施設マネジ メント課	33,260	0	0	0	0	33,260	公共施設の新増築・改修等において、発注円滑化や適正な契約 履行及び品質確保のため、現地調査や発注関連図書精査、資料 作成、施工状況の照合等の監督支援業務を行う。
121	29 公共施設 マネジメント	◎	新	複		103	公共施設等総合管理計画 等改定事業	公共施設マネジ メント課	32,616	0	0	0	0	32,616	公共施設を取り巻く現状と課題の整理・分析を行うとともに、 現地調査などを行い、対象とする公共施設の情報を更新する。 また、市民アンケートや市民説明会等を実施する。
122	29 公共施設 マネジメント		継	複		99	新庁舎付帯業務事業	公共施設マネジ メント課	2,723	0	0	0	0	2,723	令和6年9月に竣工引渡しの新庁舎における省エネルギー性能 検証を行う。
123	29 公共施設 マネジメント		レ	複	○	103	建築営繕業務における業 務効率化事業	公共施設マネジ メント課	896	0	0	0	0	896	ペーパーレス化を図るため、ペンタブレットの試行導入を行 い、全庁的なペーパーレス化推進の足掛かりとする。
124	29 公共施設 マネジメント	◎	新	複	○	103	公共施設マネジメントシ ステム運用事業	公共施設マネジ メント課	9,317	0	0	0	0	9,317	公共施設の情報一元化し、ライフサイクルコスト及び修繕計 画を適切に管理していくため、公共施設マネジメントシステム を構築・運用する。
125	29 公共施設 マネジメント	◎	継	複		175	国分寺市障害者センター 大規模改修事業	障害福祉課	321,670	0	2,000	248,000	59,549	12,121	障害者センターの大規模改修工事を開始するとともに、仮移転 先施設（旧子ども家庭支援センター）の改修工事と一部移転を 先行して行う。
126	29 公共施設 マネジメント	◎	継	複		303	小学校の施設整備事業	教育総務課	368,314	25,863	93,931	228,200	0	20,320	一中小規模改造工事（その1）、二中小規模改造工事（その 4）、九中小規模改造工事（その3）を行う。また、一中小規 模改造工事（その2）並びに三小及び八中小規模改造工事（そ の1）の実施設計を行う。
127	29 公共施設 マネジメント	◎	継	複		311	中学校の施設整備事業	教育総務課	82,790	0	16,600	62,000	0	4,190	四中の水飲栓直結工事を行う。
128	29 公共施設 マネジメント	◎	継	複		325	国分寺市立並木公民館・ 図書館長寿命化改修工 事事業	公民館課	200,022	0	0	150,000	50,000	22	「公共施設個別施設計画」に基づき、並木公民館・図書館の長 寿命化改修工事を実施する。
129	29 公共施設 マネジメント	◎	新	単		325	国分寺市立本多公民館・ 図書館屋上及び一部ガラ ス防水修繕事業	公民館課	59,290	0	0	44,400	14,890	0	市民サービスの維持及び建物の保護のため、老朽化した本多公 民館・図書館の屋上及び一部のガラスの防水修繕を実施する。
130	30 市民参 加・協働・情 報共有		レ	複	○	95	市民サービスデジタル化 推進事業	市政戦略室	1,980	0	0	0	0	1,980	L I N E 公式アカウントに申請機能・災害時用機能等の追加を 進め、一層の市民の利便性の向上及び事務の効率化を図る。
131	31 行財政運 営		新	複	○	91	業務に生かせる資格取得 サポート事業	職員課	392	0	0	0	0	392	職務の遂行に寄与すると認められる資格試験に合格した際の受 験料を補助することにより、専門性向上による職員のスキル アップを図る。

132	31 行財政運営		新	複	○	117	庶務事務システム年末調整管理オプション導入運用事業	職員課	2,877	0	0	0	0	2,877	庶務事務システムに年末調整管理オプションを追加し、紙の年末調整関係書類を電子申告に切り替える。
133	31 行財政運営		新	複		127	税務照会業務のオンライン化対応事業	課税課	83	0	0	0	0	83	令和9年5月稼働の国税連携システムに追加される税務照会業務機能を追加する。
134	31 行財政運営		継	単		135	マイナンバーカードコールセンター設置事業	市民課	15,473	15,473	0	0	0	0	マイナンバーカードに関する問合せ、受取予約等に対応するため、引き続きコールセンターを設置する。
135	31 行財政運営		新	複	○	133	市民課窓口業務等委託事業	市民課	68,342	0	0	0	0	68,342	市民課窓口の待ち時間を短縮するため、窓口業務等（証明書関連業務、住民異動、印鑑登録、フロア案内等）を外部委託する。4月にプロポーザルを実施し、11月から順次委託を開始する。
136	31 行財政運営		新	単		135	マイナンバーカード交付等支援業務委託事業	市民課	73,700	73,700	0	0	0	0	市民課窓口の待ち時間を短縮するため、マイナンバーカード交付業務等を外部委託する。4月にプロポーザルを実施し、9月から順次委託を開始する。
小計									3,045,279	196,117	112,531	1,251,500	223,175	1,261,956	

## 庁議付議事案申請書

令和 8 年 2 月 27 日

付議番号	7 — 45 号	提出者	総務 部長 宮本 学
1. 件名	「次世代育成支援法及び女性活躍推進法に基づく国分寺市特定事業主行動計画」の決定について		
2. 提案の種類 ○をつける。	規程第2条第1項各号	(1)行財政運営の基本方針に関すること。	
		○(2)重要施策に関すること。	
		(3)条例案、予算案その他の市議会提出議案に関すること。	
		(4)各部署で作成する重要施策方針の調整に関すること。	
		(5)その他市長が命じた事項に関すること。	
3. 提案内容	次世代育成支援法及び女性活躍推進法に基づく国分寺市特定事業主行動計画について推進委員会で見直しを行い原案を作成している。また、全職員対象に庁内で意見募集した結果をまとめ、原案の修正等を行ったことを踏まえ、国分寺市特定事業主行動計画を確定する必要があるため提案する。		
4. 提案理由	次世代育成支援法及び女性活躍推進法に基づき国分寺市特定事業主行動計画を策定する必要があるため。		
5. 提案までの経過	次世代育成支援法及び女性活躍推進法に基づく国分寺市特定事業主行動計画の策定に向けて事務局案を作成した。 本案は、①職員子育て応援ワクワクプラン推進委員会を令和7年11月27日及び令和7年12月23日に実施し、②同委員会委員から令和7年11月8日から同年12月5日まで意見を求め、③令和8年1月7日から同月21日まで職員からの意見募集を実施している状況の中、今回提案するものである。 ①・②・③の意見は原案に反映している。本庁議からの意見をもとに修正し、行動計画を確定する。		
6. 現状と問題点	今回提案した特定事業主行動計画については、令和8年度から令和12年度までの5年間を行動計画期間としているため、各年度の取組みの効果等を点検・評価し、結果については令和13年度以降の計画遂行について管理する必要がある。		
7. 関係資料	①次世代育成支援法及び女性活躍推進法に基づく 国分寺市特定事業主行動計画（案）		
	②特定事業主行動計画（案）新旧対照表		
	③次世代育成支援法及び女性活躍推進法に基づく国分寺市 特定事業主行動計画（素案）に対する庁内意見の反映について		

※提出部数……1部

意思決定に至るまでの論点整理（採択基準 A…高 B…中 C…低）		採択基準
緊急性	市民の生命・財産・権利が侵害されるような緊急事態に対応するものではないが、法律により策定が義務付けられており、内閣府からも公表を求められている。	A
公共性	市政運営を担う職員の子育て環境の整備や女性活躍推進に関することであるので、公共性が高い。	A
重要性	市政運営を担う職員の子育て環境の整備や女性活躍推進に関することであるので、重要性が高い。	A
公平性		
総合性		
将来性	職員の子育て環境の整備や女性活躍推進を計画的・継続的に実施することは、将来の市政運営のためにも重要である。	A
経済性		
継続性	法により策定が義務付けられており、令和7年度までは継続して取り組む必要があり、継続性が高い。	A
関連性		
連携性		
地域性		
財源性		
個別課題への対応	個人情報保護	個人情報は収集しない。
	市民参加の機会確保	
	パブリックコメント	パブリックコメントは実施しない。
	法務の対応	法務対応はない。

令和8年2月27日  
庁議付議資料①  
総務部職員課

次世代育成支援法及び女性活躍推進法に基づく  
国分寺市特定事業主行動計画（案）



令和8年 月

国分寺市

# 目 次

はじめに .....	1
1 総論 .....	2
(1) 計画の期間	
(2) 計画の推進体制	
(3) 計画の実施にあたって	
2 職場環境の整備に向けて .....	3
(1) 制度を知ることが第一歩	
(2) 母親とお腹にいる子どもを守るために	
(3) 男性の育児を促進するために	
(4) 育児休業を取得しやすい環境をつくるために	
(5) 子どもを育てる環境整備	
3 長時間勤務の改善に向けて .....	7
(1) 超過勤務の縮減	
4 休暇を取得しやすい職場環境の整備 .....	9
(1) 年次有給休暇の取得の促進	
(2) 連続休暇の取得の促進	
(3) 子どもの看護等休暇の活用と職場全体の支援	
(4) 出生サポートを受けやすい職場環境の醸成	
5 固定的な性別役割分担意識の改革とワークライフバランスの推進 .....	11
(1) 意識の改革をするために	
6 その他の次世代育成支援対策に関する事項 .....	11
(1) 子育てバリアフリー	
(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動	
(3) 子どもとふれあう機会の充実・学習機会の提供等による家庭の 教育力の向上	
7 女性職員の活躍推進に向けた取組み .....	13
(1) 女性職員の登用拡大	
(2) 女性職員が活躍できる職場環境の整備	
8 女性職員の職業生活における活躍に関する状況（参考） .....	14

## はじめに

我が国における急速な少子化の流れを踏まえ、次世代の子どもたちが健やかに生まれ、育成されていく環境（次世代育成支援対策）を社会全体として整える取組が求められ、平成 15 年に次世代育成支援対策推進法が制定されました。

また、平成 27 年には、女性の職業生活における活躍を推進し、男女の人権が尊重され、様々な社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法といいます。）が制定されました。

国及び地方公共団体は、「国」・「地方公共団体」としての立場と共に「事業主」としての立場も有しています。一般の事業主と区別するため、国・地方公共団体が事業主としての立場にある場合を特定事業主といい、法の中で一般事業主と同様に行動計画（特定事業主行動計画）の策定を命じています。

国分寺市では、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく特定事業主の責務として、国分寺市特定事業主行動計画を策定しております。

第 1 期行動計画（平成 17 年度から平成 21 年度まで）及び第 2 期行動計画（平成 22 年度から平成 26 年度まで）では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく特定事業主行動計画として、国分寺市職員子育て応援ワクワクプラン推進委員会を設置し、職員の子育て支援に関する諸制度の周知や休暇制度の見直し、研修制度の充実等を行い、計画の実施状況や進捗管理を行いました。

第 3 期行動計画（平成 28 年度から平成 29 年度まで）では、新たに女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画と一体の計画として再策定し、職員が仕事と家庭を両立できる環境をさらに整備するとともに、女性の職場における活躍を推進してきました。

第 4 期行動計画（平成 30 年度から令和 4 年度まで）では、会計年度任用職員を含むすべての職員に向けた休暇制度の周知を行い、男性の育児休業の取得促進やコロナ禍での職員の働き方の改善等を通じた取組を推進してきました。

第 5 期行動計画（令和 5 年度から令和 7 年度まで）では、男性の育児休業の取得促進に関する取組や、女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022 に基づき、女性の経済的自立の促進に資する取組を推進してきました。

これまでの計画を引き継ぎ、今般第 6 期の行動計画期間がスタートいたします。すべての職員が互いに助け合い、健康で安心して仕事に取り組み、活力ある組織づくりの構築を目指すこと、そして、様々な制度の見直しや職員の働き方の改善等を通じた取組のひとつひとつが、市民へのサービス向上につながるものと期待しています。

令和 8 年 月

国 分 寺 市

# 1 総論

## (1) 計画の期間

次世代育成支援対策推進法は令和 16 年度まで、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律は令和 17 年度までの時限立法とされており、一体的に策定した特定事業主行動計画においては整合を取ることを求められています。

そこで、第6期は令和8年度から令和 12 年度までの5年間を行動計画期間とし、各年度の取組の効果等を点検・評価し、その結果を、対策や計画に反映させ、令和 12 年度以降の計画遂行を管理します。

## (2) 計画の推進体制

平成 16 年に国分寺市特定事業主行動計画策定検討委員会を設置し、第1期の特定事業主行動計画を策定しました。その後、次世代育成支援対策をより効果的に推進するため、平成 18 年に国分寺市職員子育て応援ワクワクプラン推進委員会（以下、「推進委員会」いう。）が設置され、計画に関する実施状況の把握と進行管理が行われてきました。平成 27 年度以降は、女性活躍の推進把握と進行管理も対象とし、この推進委員会で計画策定後の対策の実施や計画の一部見直しを行っています。

## (3) 計画の実施に当たって

この計画は、国分寺市の職員全員を対象としています。計画がきちんと実施されるためには、「だれが」「いつ」「何を」するかということをはっきりさせておく必要があります。具体的には、以下のように区分してそれぞれの項目の前に主体となる職員を見出しで標記しています。

- ◎ 全職員 (正規職員(再任用職員を含む。))・会計年度任用職員)
- ◎ 所属長 (所属の管理職)
- ◎ 妊娠中の職員
- ◎ 子育て中の職員 (育児休業中の職員又は育児を行っている職員)
- ◎ 男性職員 (これから育児をする男性職員又は育児を行っている男性職員)
- ◎ 周囲の職員 (子育て中の職員の上司、同僚)
- ◎ 職員課

## 2 職場環境の整備に向けて

### (1) 制度を知ることが第一歩

#### ① ハンドブックの作成・配布

##### ◆職員課

- ・仕事と家庭生活の両立のための、母性保護、育児休業、休暇、超過勤務の制限等の各種制度及び手続き方法等、書式も添付して理解しやすいようにまとめた子育て応援ワクワクプランハンドブックの作成を平成 19 年 3 月に行い、職員全員に配布しました。
- ・平成 29 年 2 月に「〈正規職員向け〉育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」をとりまとめ、休暇制度の周知を行いました。令和 2 年度から、嘱託職員・臨時職員が新たに「会計年度任用職員」として任用されたことに伴い、「〈会計年度職員向け〉育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」をとりまとめ、休暇制度の周知を行いました。引き続き、年度中 2 回程度、イントラ等での周知を行っています。
- ・3歳未満の子を養育する職員に育児に係る両立支援制度に関する意向を確認します。
- ・意向確認に加え、各種休暇制度や時間外勤務などに対する意識や実態などを把握するために、アンケート調査を実施します。
- ・産休・育休を取得する職員のために、説明用のダイジェスト版を作成し、各種制度及び手続きの周知を図っています。
- ・職員から妊娠の連絡を受けたら、本人同意のうえ、所属長に休暇制度及び職場のサポートのあり方について説明し、制度の周知徹底を図ります。

##### ◆所属長

- ・休暇制度を熟知し、所属職員が休暇取得を利用できるように働きかけましょう。自らが率先して取得することも大切です。

##### ◆全職員

- ・妊娠中や子育て中の人がいる職場だけでなく、全職員が休暇制度を理解し、だれもが子育てしやすい雰囲気をつくりましょう。

#### <達成目標>

「育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」（正規職員・会計年度職員用ハンドブック）の改訂を随時行い、年度中 2 回イントラ等で周知します。また、3歳未満の子を養育する職員に育児に係る両立支援制度に関する意向確認に加え、各種休暇制度や時間外勤務などに対する意識や実態などを把握するために、アンケート調査を実施します。

## ② 制度をしっかりと理解するための研修

### ◆職員課

- ・制度を周知していくための研修を新入職員及び新任管理職対象に行い、妊娠中、子育て中の職員がそれらの制度を利用しやすい職場環境を作っていきます。

### ◆全職員

- ・研修内容を職場に反映し、子育てにやさしい職場づくりに協力しましょう。

## (2) 母親とお腹にいる子どもを守るために

### ◆職員課

- ・妊娠した職員が安心して働けるよう、産業医、職員課保健師が相談を受けます。

### ◆妊娠中・子育て中の職員

- ・妊娠がわかったら、速やかに所属長と職員課に知らせましょう。諸制度の活用のためにも大切なことです。
- ・配布された資料をよく読んで制度を理解して利用しましょう。母性保護、母性健康管理の観点から設けられている深夜勤務・時間外勤務の制限、業務の軽減、妊婦通勤緩和、母子健康診査、育児時間等の子育てに関するさまざまな制度があります。

### ◆所属長・周囲の職員

- ・妊娠中、子育て中の職員が、深夜勤務の制限・時間外勤務の免除又は制限、業務の軽減、妊婦通勤緩和、母子健康診査、育児時間等の諸制度を利用しやすい職場環境を整備し、各種制度を利用するよう働きかけましょう。
- ・妊娠中は体に大きな負担がかかります。そこで妊娠中の職員の健康や安全に配慮したサポートをするなど、職場全体で支えていきましょう。

## (3) 男性の育児を促進するために

### ① 子どもが生まれる前に（妊娠がわかったら）

#### ◆男性職員

- ・妊婦の定期健診・両親学級等に積極的に出席しましょう。
- ・出産介護休暇は取得できる期間（出産の日を含めて2週間の範囲で2日間）が限られています。配偶者の妊娠が分かったら職員課に相談する等、制度を理解し、出産介護休暇を積極的に取得しましょう。
- ・連続休暇を取得するために、出産予定日に向けて計画的に仕事を進めましょう。

#### ◆所属長・周囲の職員

- ・育児は互いの協力が必要です。妊婦の定期健診・両親学級等に出席する父親となる男性職員を職場全体で応援しましょう。

## ② 子どもが生まれたら（出産前後の期間には）

### ◆職員課

- ・子どもの出生、子育ての始まりという親子にとって大切な時期に父親となる職員が積極的に育児を行うことができるよう、出産介護休暇及び育児参加休暇の取得率向上のために、休暇制度のさらなる周知を行います。

### ◆男性職員

- ・育児は積極的に行いましょう。育児を積極的に行うことで、子どもを持つ喜びを感じ、育児に対する責任を実感することができます。
- ・育児参加休暇（5日間）は男性職員が産前から、産後1年の期間に育児を行うための休暇です。積極的に休暇を取得しましょう。

### ◆所属長・周囲の職員

- ・子どもの出産前後等において5日間以上の連続休暇を取得しやすい環境をつくるためには、職場内の周知と理解が重要です。休暇取得により業務に支障をきたさないように業務分担を行い、職場全体で育児を応援しましょう。

男性職員の出産介護休暇及び育児参加休暇取得率及び平均取得日数

【内閣府令第2条第1項第7号、第6条第1項第2号ハ】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
出産介護休暇	取得率	63.6%	88.2%	92.3%
	平均取得日数	2.0日	2.0日	1.9日
育児参加休暇	取得率	63.6%	82.4%	76.9%
	平均取得日数	4.2日	4.2日	5.0日

※新たに取得対象となった正規職員の取得率及び取得した期間の平均です。

### <達成目標>

令和12年度末までに2日間の出産介護休暇の取得率、5日間の育児参加休暇の取得率を100%にします。<継続目標>

## (4) 育児休業を取得しやすい環境をつくるために

### ① 育児休業の取得推進

#### ◆妊娠中の職員・男性職員

- ・育児休業を取得する場合は、なるべく早く所属長と職員課に伝えましょう。休業に入るまでの期間が長いほど、休業中の仕事の引継ぎがスムーズに行えます。

#### ◆所属長

- ・育児休業中の業務分担を作成するなど、3歳未満の子を養育する男性職員の育児休業を取得しやすい環境をつくり、担当する業務や役職に関わりなく、職員が安心して育児休業を取得できるようにしましょう。

#### ◆全職員

- ・所属長が作成する育児休業取得中の仕事の業務分担に協力するなど、育児休業取得者をみんなで支え合いましょう。
- ・日頃から業務マニュアルなどの整備に努め、育児休業取得者の業務をスムーズに引き継げるようにしましょう。

#### ◆職員課

- ・3歳未満の子を養育する職員に対し、育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認を行います。あわせて、男性職員の育児休業取得率向上のため、産後パパ育休や育児休業取得について、制度の周知を図ります。
- ・出産予定日の申し出があったら休暇制度について説明し、資料を配布するとともに、仕事と育児の両立に資する就業の条件について希望することを確認します。
- ・育児休業取得期間中に業務に支障が出ないかといった不安を解消するため、休業期間に関わらず代替職員に正規職員を配置し、職員が安心して育児休業を取得できるようにします。

#### 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

【内閣府令第2条第1項第6号、第6条第1項第2号口】

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	男	女	男	女	男	女
取得率	63.6%	100%	58.8%	100%	69.2%	100%
平均取得期間	44.9日	547.9日	185.3日	382.3日	67.7日	343.4日

※新たに育児休業の取得対象となった正規職員の取得率及び取得した期間の平均です。

#### <達成目標>

令和12年度末までに、男性職員の育児休業（2週間以上）の取得率を85%以上、女性職員の育児休業の取得率については100%を維持します。<継続目標>

#### ② 育児休業からの円滑な復帰

##### ◆所属長・周囲の職員

- ・所属長は職員が育児休業を取得する前に、育児休業からの復帰後の業務分担について、可能な範囲で説明するようにしましょう。
- ・休業前に意向を確認したうえで、希望があれば休業中の職員に定期的に連絡するなどし、不安なく職場に復帰できるようみんなで支えていきましょう。
- ・復帰時、直属の上司等から育児休業期間中の業務の動きの説明や研修を行い、円滑な復帰ができるようにしていきましょう。
- ・復帰した職員は、業務に慣れるのに時間がかかるうえ、子どもの急な発熱などにも対応しなければなりません。仕事と子育ての両立ができるよう、業務分担等について検討し、職場全体でサポートしていきましょう。

#### ◆職員課

- ・休業中の職員が不安なく職場復帰できるよう、所属長や周囲の職員に上記事項を促します。
- ・必要に応じて、育児休業等取得職員と代替職員がともに勤務する日を設定の上、円滑な業務の引継ぎが出来るよう支援します。

#### ◆子育て中の職員

- ・育児休業からできるだけスムーズに復帰するためには、本人の事前準備も必要です。休業期間中でも、市ホームページなどから自分の担当業務に関する情報を集めたり、定期的に職場の上司や同僚などに連絡をとるなどして、職場の状況についての情報を収集するようにしましょう。

### (5) 子どもを育てる環境整備

#### ◆職員課・所属長・全職員

- ・子育てに関する悩みを随時拾い上げ、解決できるようみんなで協力していきましょう。
- ・早出、遅出勤務または時差出勤を行っている職場においては、保育園送迎等を行う職員に配慮できるよう職場全体で考えていきましょう。
- ・小学6年生までの子を養育する職員については、勤務時間の臨時の変更を行うことができますので、必要に応じ活用していきましょう。
- ・障害児を養育する職員については、状態によって介護に関する休暇等を取得できる場合があるほか、勤務時間の臨時の変更の対象となる場合がありますので、個別に職員課に相談しましょう。
- ・妊娠・出産・育児休業等の制度を利用した際、不利益な取り扱いを示唆することや制度の利用に対するいやがらせ行為はハラスメントとなります。そのような行為は行ってはいけません。

## 3 長時間勤務の改善に向けて

### (1) 超過勤務の縮減

#### ◆全職員

- ・連休のある週やお盆の時期等、年2回程度は連続した休暇が取得できるよう職場で話し合い、会議等をなくし定時に退庁しましょう。
- ・仕事は一人で抱え込んでいては改善できません。みんなで日常業務の見直しを行い、マニュアルを作成し業務の共有を図り、業務分担の見直しを行いきましょう。
- ・育児・介護中の職員は、超過勤務の免除等が申請できます。育児・介護中の職員が過度な超過勤務をしないようフォローするとともに、ワークライフバランスが必要なライフステージへの「お互い様、思いやり」の気持ちで支え合いきましょう。
- ・職員は、超過勤務はする前に所属長に許可を得ること。絶えず超過勤務に対する自己診断をして自己の意識向上に役立てましょう。

◆所属長

- ・超過勤務は原則事前命令・事前申請です。誰が何の業務でどのくらい残業するか常に状況を把握し、毎月超過勤務を点検し、業務改善の指示を出しましょう。
- ・育児中の職員から超過勤務の免除・制限の申請があった場合は、原則的に拒むことはできません。育児中の職員をサポートできるように指示を出しましょう。
- ・超過勤務は月 45 時間の上限が設定されています。（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第 9 条第 3 項）上限時間を超えないようにしましょう。

◆職員課

- ・職場で努力しても縮減できないときは、職員の配置数の見直しを考えます。
- ・予定外の短期業務については、職員課予算で時間額会計年度任用職員の任用を行い、ワークシェアリングを進めます。
- ・打刻により抽出した時間外労働が1か月 100 時間以上又は2か月平均 80 時間以上の職員に産業医との面談を受けるよう通知し、1か月 45 時間以上の職員には産業医との面談を勧奨します。

<参考>

年 360 時間を超える超過勤務者数（令和4年度以降）（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	41 人	32 人	51 人

※算出対象は、正規職員です。

<達成目標>

令和 12 年度末までに、年 360 時間を超える超過勤務者がいなくなるようにします。<継続目標>

## 4 休暇を取得しやすい職場環境の整備

### (1) 年次有給休暇の取得の促進

#### ◆職員課

- 一定期間毎に休暇取得率の低い職場の所属長にヒアリングを行い、必要に応じて、関係部署と問題解決のための措置を講じます。

#### ◆全職員

- 労働基準法の改正により、民間企業では年次有給休暇は最低 5 日間の取得が義務付けられています。年次有給休暇は最低 5 日間は取得しましょう。
- 年度始めに一人ひとりが年間休暇取得予定表を作成しましょう。学校行事や発表会などに積極的に参加するとともに、子どもとふれあい、話す機会をたくさん作りましょう。
- 各職場で休暇の取得方法を工夫しましょう。事前に、休暇の予定を職員それぞれが把握することで仕事の調整も円滑に進みます。自分が休むことだけでなく、周りの人が休めるようにすることを考えるなど、休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努めましょう。
- 庁内会議の回数や開催日を考慮するとともに、会議は特別な場合を除き 1 時間で終わる工夫をしましょう。
- 同僚職員の仕事を率先して覚える努力をしましょう。そうすると休暇を取得する環境が広がります。それに何より、市民サービスの向上につながります。日頃から職場のコミュニケーションに心がけ、急な休暇においても業務に支障がないようにしましょう。

#### ◆所属長

- 年次有給休暇は、取得理由を問わないことが原則です。
- 所属の繁忙期及び各職員の業務量を把握し、一人の職員に業務量が偏ることのないように気を配りましょう。また、自ら休暇を取得するとともに、定期的に職員の取得日数を把握し、取得日数の少ない職員に対しては、個別に事情を聴くなどして普段から状況を把握するようにしましょう。

#### 年次有給休暇の取得状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平均取得日数	14.5日	16.9日	15.0日

※上記取得状況は、年次有給休暇 20 日付与の正規職員です。

#### <達成目標>

令和 12 年度末までに、年次有給休暇の平均取得日数について、20 日にします。<継続目標>

## (2) 連続休暇の取得の促進

### ◆全職員

- ・国民の祝日や夏季休暇とあわせて連続休暇（5日間程度）を取得し、心身のリフレッシュをしましょう。
- ・子どもと向き合う時間を確保するために、平成30年度から地域ごとに「キッズウィーク」が設定されています。学校休業日や分散化された学校休業日に合わせて有給休暇を取得し、休日における多様な活動の機会を増やしましょう。

### ◆所属長

- ・職員が連続休暇を取得しやすいよう、日頃から業務の支援体制づくりを行いましょ

## (3) 子どもの看護等休暇の活用と職場全体の支援

### ◆子育て中の職員

- ・令和7年度に「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に変更し、取得事由に「子の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖等」を追加しました。子どもが怪我をしたり病気にかかったりして看護が必要なとき、予防接種や健康診断を受けさせるとき、子の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖があったときには、「子どもの看護等休暇」を利用しましょう。

### ◆所属長・周囲の職員

- ・子どもの看護等休暇や年次有給休暇を活用して、子どもの看護等が必要な場合は、100%休暇を取得できるように、職場全体で支援しましょう。

## (4) 出生サポートを受けやすい職場環境の醸成

### ◆職員課

- ・出生サポート休暇は、男女問わず取得することができ、男性職員が配偶者の診断結果やその後の不妊治療の方針について医師から説明を聞く場合なども取得できます。職員が働きながら出生サポートのための医療（不妊治療等）を受けられるよう、出生サポート休暇等の周知を行います。
- ・管理職に対する意識啓発等を通じて、出生サポートを受けやすい職場環境の醸成を図ります。

### ◆所属長

- ・職員が働きながら出生サポートを受けられるよう職場環境をつくりましょう。
- ・出生サポート休暇の利用状況はセンシティブな情報のため、取り扱いには注意しましょう。

## 5 固定的な性別役割分担意識の改革とワークライフバランスの推進

### (1) 意識の改革をするために

#### ◆全職員

- ・自分のライフステージに応じて、仕事の進め方や働き方も見直し、自分だけではなく他人の時間、生活も尊重しましょう。また、子育てや地域活動で得た貴重な経験を、その後の自分の業務に役立てたり、同僚にアドバイスするなど、子育ての重要性を職場全体の共通理解とし、職員同士で協力し、配慮しあえる職場づくりに努めましょう。

#### ◆職員課

- ・ワークライフバランスの考えや、男女が平等に仕事や育児などに参画することが当たり前であるという意識を持つように職員に対し研修や講座等への積極的な参加を呼びかけ、職員個人の意識の高揚を図ります。

#### ◆所属長

- ・職場における性別役割分担意識を改革するよう、自らも意識を深め職員を指導しましょう。また、生活における個人の多様な価値観を尊重しつつ仕事とのバランスを取れる職場環境をつくりましょう。

## 6 その他の次世代育成支援対策に関する事項

### (1) 子育てバリアフリー

#### ◆施設管理部門担当

- ・市ホームページに子育て支援情報などとともにバリアフリーに関する施設情報を掲載します。子ども連れでの不安を解消しサービスの向上につながります。ホームページの更新の際などに適宜行います。

#### ◆職員課・所属長

- ・子どもを連れて来た方は子どもが泣きはしないか、ベビーカーを押して庁内を回れるかなどの不安をたくさん抱えています。気兼ねなく来庁・利用できるよう、日常から職員の親切、丁寧な温かい言葉と声かけが必要です。そのための研修や職場での指導に取り組みます。

#### ◆全職員

- ・子育てバリアフリーの視点からも、ユニバーサルマナーを心がけましょう。手続きの待ち時間はソファへの着席を案内する、椅子を別途用意するなど体への負担を軽減するような配慮を行うなど、国分寺市接遇マニュアルを参考に親切、丁寧な接遇を率先して行いましょう。

## (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

### ◆職員課

- ・地域での防災防犯活動、スポーツや野外活動等の指導、地域での子どもの健全育成活動など地域活動に貢献できる職員の育成に努めます。

### ◆全職員

- ・スポーツや芸術・文化活動など子育てに役立つ特技や知識等を持っていたり、地域の子育て活動に意欲や興味のある職員は、機会を捉えて積極的に地域活動に参加し協力しましょう。

### ◆所属長

- ・職員が地域活動に参加しやすい職場の雰囲気づくりを心がけましょう。

## (3) 子どもとふれあう機会の充実・学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

### ① 子ども参観日

#### ◆職員課

- ・職員互助会は、平成 17 年度より特定事業主行動計画の一環として、子どもとふれあう機会の充実・学習機会の提供等による家庭の教育力の向上を図るため、夏休みの平日に、職員の子どもたち（小中学生）を対象として、親の職場を見学する機会をつくる「子ども参観日」を実施しています。  
職員互助会事務局として担当課と協力し、参加した子どもたちを案内する等、事業の継続に協力していきます。

#### ◆全職員

- ・子ども参観日のほか、職員互助会のイベントにできるだけ子ども達を参加させましょう。

### ② その他

#### ◆職員課・所属長・全職員

- ・職員が、子どもの授業参観や発表会など参加しやすい職場の雰囲気づくりに努めましょう。
- ・学校行事や発表会などに積極的に参加するとともに、子どもとふれあい、話す機会をたくさんつくりましょう。

## 7 女性職員の活躍推進に向けた取組

### (1) 女性職員の登用拡大

女性職員も含めた多様な視点を市政運営に反映させ、市民サービスの向上につながる観点から、女性職員が政策決定過程に参画できる機会の拡大を図ります。

#### ◆職員課

- ・若手職員を対象に長期的なキャリア目標の早期形成を図るための研修を継続します。
- ・昇任後においても、マネジメント能力等の向上を図るための研修を実施するなど、職責に応じた能力開発の取組を継続します。

#### <達成目標>

令和12年度までに、管理職における女性割合を25%以上に、  
係長職における女性割合を40%以上にします。<継続目標>

#### <参考>

各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日現在）

【内閣府令第2条第1項第5号、第6条第1項第1号ホ】

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
部長職	男	10人	9人	9人
	女	2人	2人	2人
	計	12人	11人	11人
	女性割合	16.7%	18.2%	18.2%
課長職	男	45人	46人	46人
	女	18人	16人	14人
	計	63人	62人	60人
	女性割合	28.6%	25.8%	23.3%
管理職 (部長・課長)	男	55人	55人	55人
	女	20人	18人	16人
	計	75人	73人	71人
	女性割合	26.7%	24.7%	22.5%
係長職	男	118人	124人	115人
	女	38人	42人	43人
	計	156人	166人	158人
	女性割合	24.4%	25.3%	27.2%

## (2) 女性職員が活躍できる職場環境の整備

### ◆職員課

- ・平成 29 年度より、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度として、配偶者同行休業制度を規定しています。
- ・その他必要な制度について、国や他団体の状況を確認しつつ、当市における導入の可能性を研究してまいります。

### ◆全職員

- ・子育て・介護・家事等についてその重要性を認識し、男女問わず積極的に子育て・介護・家事等を分担するように心掛けましょう。

以下の目標は、掲載済みのものですが、ワークライフバランスを実現し、女性職員が活躍できる職場環境を構築するため、再掲載します。

#### <達成目標>

- ・男性の育児を促進するために（再掲） ⇒ 2－（3）参照
- ・育児休業を取得しやすい環境をつくるために（再掲） ⇒ 2－（4）参照
- ・超過勤務の縮減（再掲） ⇒ 3－（1）参照
- ・年次有給休暇の取得の促進（再掲） ⇒ 4－（1）参照

## 8 女性職員の職業生活における活躍に関する状況（参考）

特定事業主は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」といいます。）第 19 条第 6 項に基づく特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況と、法第 21 条の規定に基づく女性の職業選択に資する情報を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に関する内閣府令（以下「内閣府令」といいます。）に基づき公表する必要があります。（令和 7 年 6 月 11 日に改正法施行。）

国分寺市の内閣府令第 5 条及び第 6 条に関する公表内容は次のとおりとなります。

### ①採用した職員に占める女性職員の割合

【内閣府令第 2 条第 1 項第 1 号、第 6 条第 1 項第 1 号イ】

	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	男	女	男	女	男	女
一般職員・主任(人)	8	18	17	13	18	18
割合 (%)	30.8	69.2	56.7	43.3	50.0	50.0

### ②平均した継続勤務年数の男女の差異（各年度 4 月 1 日現在）

【内閣府令第 2 条第 1 項第 2 号、第 6 条第 1 項第 2 号イ】

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	男	女	男	女	男	女
年数	18.6	15.4	18.3	15.9	17.8	16.3

③職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

【内閣府令第2条第1項第3号ロ、第6条第1項第2号二(1)】

単位：時間

年度\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
R04	12.5	9.9	9.1	8.2	8.3	8.3	11.8	9.6	7.0	8.4	8.1	11.6	9.4
R05	11.0	8.4	8.5	7.2	6.9	7.8	11.0	7.6	6.9	8.6	8.5	11.4	8.7
R06	10.4	7.8	7.0	6.9	5.9	8.2	11.7	9.2	11.8	12.9	9.3	11.3	9.0

④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日現在）

【内閣府令第2条第1項第4号、第6条第1項第1号二】

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理職計	男	55人	55人	55人
	女	20人	18人	16人
	計	75人	73人	71人
	女性割合	26.7%	24.7%	22.5%

⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日現在）

【内閣府令第2条第1項第5号、第6条第1項第1号ホ】

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
部長職	男	10人	9人	9人
	女	2人	2人	2人
	計	12人	11人	11人
	女性割合	16.7%	18.2%	18.2%
課長職	男	45人	46人	46人
	女	18人	16人	14人
	計	63人	62人	60人
	女性割合	28.6%	25.8%	23.3%
係長職	男	118人	124人	115人
	女	38人	42人	43人
	計	156人	166人	158人
	女性割合	24.4%	25.3%	27.2%
主任職	男	145人	137人	139人
	女	151人	171人	160人
	計	296人	308人	299人
	女性割合	51.0%	55.5%	53.5%
一般職	男	46人	53人	59人
	女	82人	62人	65人
	計	128人	115人	124人
	女性割合	64.1%	53.9%	52.4%

⑥男女別の育児休業取得率及び平均取得期間（新規取得対象者のみ）

【内閣府令第2条第1項第6号、第6条第1項第2号ロ】

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	男	女	男	女	男	女
取得率	63.6%	100%	58.8%	100%	69.2%	100%
平均取得期間	44.9日	547.9日	185.3日	382.3日	67.7日	343.4日

⑦男性職員の出産介護休暇及び育児参加休暇取得率及び平均取得日数

【内閣府令第2条第1項第7号、第6条第1項第2号ハ】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
出産介護休暇	取得率	63.6%	88.2%	92.3%
	平均取得日数	2.0日	2.0日	1.9日
育児参加休暇	取得率	63.6%	82.4%	76.9%
	平均取得日数	4.2日	4.2日	5.0日

⑧職員の給与の男女の差異

【内閣府令第2条第1項第8号、第6条第1項第1号ト】

1.全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.8%
任期の定めのない常勤職員以外※	102.8%
全ての職員	76.3%

※再任用・任期付・月額会計年度任用職員

2.「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※「任期の定めのない常勤職員」の給料については、職員の給与に関する条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(ア) 役割段階別

役割段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長職	99.7%
課長職	100.2%
係長職	98.5%

(イ) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.1%
31～35年	90.7%
26～30年	89.7%
21～25年	90.5%
16～20年	87.7%
11～15年	91.1%
6～10年	86.6%
1～5年	96.2%

次世代育成支援法及び女性活躍推進法に基づく  
国分寺市特定事業主行動計画

令和8年 月

国分寺市職員子育て応援ワクワクプラン推進委員会  
国分寺市総務部職員課

国分寺市泉町二丁目2番18号

電話 042-325-0111

特定事業主行動計画(案)新旧対照表

令和8年2月27日  
庁議付議資料②  
総務部職員課

1. 目標について

掲載頁	現行	改正後(案)	前計画期における達成状況	目標設定に関連する国の目標値
3	「育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」(正職員・会計年度職員用ハンドブック)の改訂を随時行い、年度中2回イントラ等で周知し、アンケートを実施します。	「育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」(正規職員・会計年度職員用ハンドブック)の改訂を随時行い、年度中2回イントラ等で周知します。また、3歳未満の子を養育する職員に育児に係る両立支援制度に関する意向を確認に加え、各種休暇制度や時間外勤務などに対する意識や実態などを把握するために、アンケート調査を実施します。	「<会計年度任用職員向け>育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」を作成し公表するとともに、3歳未満の子を養育する職員に育児に係る両立支援制度に関する意向を確認した。(令和7年度)	—
5	令和7年度末までに2日間の出産介護休暇の取得率、5日間の育児参加休暇の取得率を100%にします。<継続目標>	令和12年度末までに2日間の出産介護休暇の取得率、5日間の育児参加休暇の取得率を100%にします。<継続目標>	【R6実績】出産介護休暇は92.3%、育児参加休暇は76.9%	—
6	令和7年度末までに、男性職員の育児休業(1週間以上)の取得率を85%以上、女性職員の育児休業の取得率については100%を維持します。<継続目標>	令和12年度末までに、男性職員の育児休業(2週間以上)の取得率を85%以上、女性職員の育児休業の取得率については100%を維持します。<継続目標>	【R6実績】男性職員の育児休業(1週間以上)の取得率69.2%、女性職員の育児休業取得率100%	1週間以上の取得率を85%(R7まで)、2週間以上の取得率を85%(R12まで)
8	令和7年度末までに、年360時間以上の超過勤務者がいなくなるように努めます。	令和12年度末までに、年360時間を超える超過勤務者がいなくなるようにします。<継続目標>	【R6実績】一人あたり9.0時間/月(正規職員)、年360時間以上の超過勤務者28人	—
9	令和7年度末までに、年次有給休暇の平均取得日数について、20日を目指します。	令和12年度末までに、年次有給休暇の平均取得日数について、20日にします。<継続目標>	【R6実績】一人あたり15.0日/年	—
13	令和7年度までに、管理職における女性割合を25%以上に、係長職における女性割合を40%以上にします。	令和12年度までに、管理職における女性割合を25%以上に、係長職における女性割合を40%以上にします。<継続目標>	【R7.4.1現在】管理職における女性割合22.5%、係長職27.2%	課長相当職22%、係長職40%(R7まで)【第5次男女共同参画基本計画】

2. 個別取組内容について(簡単な文言整理を除く)

掲載頁	現行	改正後(案)	備考
3	・休暇制度改正等の周知後には、アンケートを実施し、認知度を確認します。	・3歳未満の子を養育する職員に育児に係る両立支援制度に関する意向を確認します。 ・意向確認に加え、各種休暇制度や時間外勤務などに対する意識や実態などを把握するために、アンケート調査を実施します。	事務局案及び委員意見から反映(目標未達の原因を分析するための基礎資料を収集するための取組を追加)
4	◆所属長 ・妊娠中、子育て中の職員が、深夜勤務・時間外勤務の制限、業務の軽減、妊婦通勤緩和、母子健康診査、育児時間等の諸制度を利用しやすい職場環境を整備し、各種制度を利用するよう働きかけましょう。	◆所属長・周囲の職員 ・妊娠中、子育て中の職員が、深夜勤務の制限・時間外勤務の免除又は制限、業務の軽減、妊婦通勤緩和、母子健康診査、育児時間等の諸制度を利用しやすい職場環境を整備し、各種制度を利用するよう働きかけましょう。	事務局案

掲載頁	現行	改正後(案)	備考
4	新規	・妊娠中は体に大きな負担がかかります。そこで妊娠中の職員の健康や安全に配慮したサポートをするなど、職場全体で支えていきましょう。	委員意見を反映(周囲の職員が妊娠中の職員をサポートする必要性を追加)
5	◆男性職員 ・妊婦の定期健診・両親学級等に積極的に出席しましょう。育児を積極的に行うことで、子どもを持つ喜びを感じ、育児に対する責任を実感することができます。	◆男性職員 ・妊婦の定期健診・両親学級等に積極的に出席しましょう。	職員意見を反映
5	新規	育児を積極的に行うことで、子どもを持つ喜びを感じ、育児に対する責任を実感することができます。	職員意見を反映
5	育児参加休暇(5日間)は男性職員が産前産後の期間に育児を行うための休暇です。令和4年10月より、育児参加休暇の取得期間が産後1年まで延長されています。積極的に休暇を取得しましょう。	育児参加休暇(5日間)は男性職員が産前から、産後1年の期間に育児を行うための休暇です。積極的に休暇を取得しましょう。	事務局案
5	育児休業中の業務分担を作成するなど、3歳未満の子を養育する男性職員の育児休業を取得しやすい環境づくり、職員が安心して育児休業を取得できるようにしましょう。	育児休業中の業務分担を作成するなど、3歳未満の子を養育する男性職員の育児休業を取得しやすい環境づくり、 <b>担当する業務や役職に関わりなく</b> 、職員が安心して育児休業を取得できるようにしましょう。	委員意見を反映(役職に関わらず育児休業を取得できる体制整備の必要性を追加)
	女性だけでなく、男性も積極的に取得しましょう。令和3年度は男性の新規育児休業取得対象者(新たに育児休業を取得できるようになった者)の育児休業取得率が100%になりました。引き続き、積極的に育児休業を取得しましょう。	削除	事務局案
6	3歳未満の子を養育する男性職員の育児休業取得率向上のため、産後パパ育休や育児休業取得について、制度の周知を図ります。	3歳未満の子を養育する職員に対し、 <b>育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認を行います。</b> あわせて、男性職員の育児休業取得率向上のため、産後パパ育休や育児休業取得について、制度の周知を図ります。	事務局案
6	・出産予定日の申し出があったら休暇制度について説明し、資料を配布します。	・出産予定日の申し出があったら休暇制度について説明し、資料を配布するとともに、 <b>仕事と育児の両立に資する就業の条件について希望することを確認します。</b>	事務局案
6	業務に支障が出ないよう代替職員を配置し、職員が安心して育児休業を取得できるようにします。	<b>育児休業取得期間中に業務に支障が出ないかといった不安を解消するため、休業期間に関わらず代替職員に正規職員を配置し、職員が安心して育児休業を取得できるようにします。</b>	委員意見、職員意見を反映(文章を育児休業を取得する職員の視点に修正し、休業期間に関わらず配置する旨を追加)
6	休業中の職員に広報誌やメールで最近の業務の状況を知らせ、不安なく職場に復帰できるようみんなで支えていきましょう。	<b>休業前に意向を確認したうえで、希望があれば</b> 休業中の職員に定期的に連絡するなどし、不安なく職場に復帰できるようみんなで支えていきましょう。	委員意見を反映(職場からの連絡について、本人の希望に応じた対応とすることを追加)

掲載頁	現行	改正後(案)	備考	
6		育児休業からできるだけスムーズに復帰するためには、本人の <b>事前準備</b> も必要です。休業期間中でも、市ホームページなどから自分の担当業務に関する情報を集めたり、定期的に職場の上司や同僚などに連絡をとるなどして、職場の状況についての情報を収集するようにしましょう。	事務局案	
7	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学6年生までの子を養育する職員については、勤務時間の臨時の変更を行うことができますので、必要に応じ活用していきましょう。</li> <li>・障害児を養育する職員については、状態によって介護に関する休暇等を取得できる場合があるほか、勤務時間の臨時の変更の対象となります場合がありますので、個別に職員課に相談しましょう。</li> </ul>	委員意見を反映(計画内で3歳以上の子を養育する職員に対する記述を追加)	
8		月60時間以上超過勤務命令のあった職員に産業医との面談を受けるよう通知し、月45時間以上超過勤務命令のあった職員には産業医との面談を勧奨します。	事務局案	
10		<p>(3) 子どもの看護休暇の活用と職場全体の支援</p> <p>◆子育て中の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが怪我をしたり病気にかかったりして看護が必要なときや、予防接種や健康診断を受けさせるときには、「子どもの看護休暇」を利用しましょう。</li> </ul> <p>◆所属長・周囲の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの看護休暇や年次有給休暇を活用して、子どもの看護が必要な場合は、100%休暇を取得できるように、職場全体で支援しましょう。</li> </ul>	<p>(3) 子どもの看護等休暇の活用と職場全体の支援</p> <p>◆子育て中の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度に「<b>子どもの看護休暇</b>」を「<b>子どもの看護等休暇</b>」に変更し、<b>取得事由に「子の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖等」を追加しました。</b>子どもが怪我をしたり病気にかかったりして看護が必要なとき、予防接種や健康診断を受けさせるとき、<b>子の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖があったとき</b>には、「子どもの看護等休暇」を利用しましょう。</li> </ul> <p>◆所属長・周囲の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの看護等休暇や年次有給休暇を活用して、子どもの看護等が必要な場合は、100%休暇を取得できるように、職場全体で支援しましょう。</li> </ul>	事務局案
10	新規	出生サポート休暇は、男女問わず取得することができ、男性職員が配偶者の診断結果やその後の不妊治療の方針について医師から説明を聞く場合なども取得できます。	委員意見を反映(出生サポート休暇について女性側が取得するものといった意識が根強いのではないかという意見を踏まえ、男性も取得できることを明記)	
10	新規	出生サポート休暇の利用状況はセンシティブな情報のため、取り扱いには注意しましょう。	事務局案	
		子どもを連れた来庁者にも配慮した施設として、令和6年度竣工予定の新庁舎では、ユニバーサルデザイン計画に沿って、キッズコーナー・ベビーベッド・授乳スペース・ベビーチェア・子ども用便器の配置など子育てバリアフリーの設備が予定されています。こうした視点は、他の市施設においても同様であり、実情を勘案した中で施設改修を行っていく必要があります。	削除 事務局案	
12		子ども参観日にできるだけ子ども達を参加させましょう。	子ども参観日のほか、 <b>職員互助会のイベント</b> にできるだけ子ども達を参加させましょう。	事務局案
16~17	新規	⑧職員の給与の男女の差異について掲載	事務局案	

次世代育成支援法及び女性活躍推進法に基づく国分寺市特定事業主行動計画（素案）に対する庁内意見の反映について

意見件数(質問除く)：13件  
 意見を反映した件数：6件  
 意見のうち反映していない件数：7件  
 計画案に意見の内容が含まれている件数：0件

令和8年2月27日  
 庁議付議資料③  
 総務部職員課

いただいたご意見の概要と事務局の考え方  
 凡例：有…意見を計画に反映、無…計画への反映無し、済…計画案に意見の内容が記載済み

項番	分類	指摘項目			ご意見・ご感想内容（原文ママ）	対応	反映
		大見出	中見出	ページ			
1	意見	2	(1)	3, 4	①ハンドブックの作成・配布②制度をしっかりと理解するための研修 ●上記について、正規職員向けと会計年度任用職員向けに分けていますが、なぜ分ける必要があるのかわかりません。 同じ場所ですべての仕事を遂行しているのだから、たとえ適応される制度が正規職員と会計年度任用職員で異なっても、互いの制度を知らないと、どこまで協力すべきかの理解と納得が得られないのではないのでしょうか。 ハンドブックも一つにまとめて、前半は正規職員編、後半は会計年度任用職員編で編纂すれば、互いにどの制度が適応されているのかが理解でき、協力すべき業務の範囲や期間の予測がつきやすくなると思います。	ハンドブックについては、正規職員用、月額会計年度任用職員用、時間額会計年度任用職員用と分けて作成しています。なお、ハンドブックについてはすべて公開しておりますので、現行のつくりであっても互いの制度を知ることも可能です。 ハンドブックの目的としては、各職員種別でどのような休暇をどのように取得すればよいかわかりやすくするために作成しているため、このような分けた作りとなっていることをご了承ください。	無
2	意見	2	(2)	4	前所属時のことですが、妊娠されていて体調がすぐれない中で出勤した結果、体調を崩してしまった職員がいたと記憶しています。 代わりに事務を行う職員に対する環境整備はもちろん、妊娠された方が体調不良時に休みやすい環境とするためにも、育児休業期間中だけでなく、育児休業に引き続き妊娠出産休暇や、妊娠出産休暇に引き続き年次有給休暇や病気休暇期間中についても正規職員を配置することを目標に加えることが必要と考えます。	育児休業期間中だけでなく、育児休業に引き続き妊娠出産休暇や、妊娠出産休暇に引き続き年次有給休暇や病気休暇期間中についての代替職員配置については、状況に応じた個別判断となるため、目標としてではなく、個別具体的に判断していきます。	無
3	意見	2	(3)	4	① 子どもが生まれる前に（妊娠がわかったら） ◆男性職員 ・妊婦の定期健診・両親学級等に積極的に出席しましょう。育児を積極的に行うことで、子どもを持つ喜びを感じ、育児に対する責任を実感することができます。 →育児を積極的に行うことで、子どもを持つ喜びを感じ、育児に対する責任を実感することができます。 については、「② 子どもが生まれたら（出産前後の間には）」の内容であるため、移動した方がよいのではないのでしょうか。 また、子どもが生まれたら当然男性も育児を行うと思いますが、まだ父親にだけ「育児を積極的に行うべき理由」の説明が必要なのではないでしょうか。私は子どもがいないため分からないのですが、今の時代にあっているのか少し疑問に思いました。	「育児を積極的に行うことで、子どもを持つ喜びを感じ、育児に対する責任を実感することができます。」についてはご指摘のとおり文章を移動します。 特に男性職員に関し「育児を積極的に行うべき理由」に触れていることについては、出産介護休暇及び育児参加休暇の取得率が目標に達していないことから、引き続き育児を積極的に行うべき理由について説明が必要ととらえ、本文言は入れています。	有
4	意見	2	(4)	5, 6	育児休業取得率や休暇が充実していることは分かるが、育児休業中に昇職試験を受けられないことがデメリットのように感じました。	育児休業中であっても昇任試験は受験可能です。育児休業中で昇任試験の受験対象となる職員には、その旨個別に案内しています。	無
5	意見	2	(4)	6	◆職員課の役割として、代替職員に正規職員がタイムラグなく必ず配置されるとしても、引継ぎ期間や能力差による業務の停滞等もあることから、最近話題に上がっている「支援する側（同僚）の負担軽減策（インセンティブ）」の視点、制度等の記述もあった方がよいのではないかと。	現状、支援する側の同僚に対してのインセンティブ制度について、直接的な制度はございませんが、ご指摘のとおり、支援する側の職場への貢献度合いは適切に評価される必要があるととらえており、その点につきましては毎年実施する人事考課または人事評価の中で、支える側の職員に対する評価を所属長が適切に行っています。	無
6	意見	2	(4)	6	全職員向けに「所属長が作成する育児休業取得中の仕事の業務分担に協力するなど、育児休業取得者をみんなで支え合いたしましょう。」とあります。男性の育児休業取得を含めた長期休業はまだまだ取得しにくい環境にあります。1年未満の休業取得では代替職員の正規職員も配置されないことから、特に係長以上の役職があると数か月～1年未満の休業取得はより一層取得しにくく、そもそも役職者の休業取得は想定されていないように感じます。 「育児休業取得者をみんなで支え合いたしましょう。」とされましても、休業取得職員の役職等によっては所属単位での対応が難しいケースがありますので、職員課様の方で役職者の、1年未満の休業も想定された代替職員の配置などの制度設計を検討いただけましたら幸いです。	現状、1年未満の休業取得の場合、正規職員を配置しないというルールは設けていないため文中に6ページに「代替職員に正規職員を配置し」を「休業期間に関わらず代替職員に正規職員を配置し」と修正させていただきます。職場の実態に応じた正規職員の配置は必要ととらえており、必要に応じ配置の検討をさせていただきます。	有
7	意見	2	(4)	6	「・休業前に意向を確認したうえで、（以下略）・復帰時、直属の上司等から（以下略）」は「・復帰時」で項目が変わっているので、改行した方がよいと思います。	ご指摘の点修正します。	有

次世代育成支援法及び女性活躍推進法に基づく国分寺市特定事業主行動計画（素案）に対する庁内意見の反映について

意見件数(質問除く)：13件

意見を反映した件数：6件

意見のうち反映していない件数：7件

計画案に意見の内容が含まれている件数：0件

いただいたご意見の概要と事務局の考え方

凡例：有…意見を計画に反映、無…計画への反映無し、済…計画案に意見の内容が記載済み

項番	分類	指摘項目			ご意見・ご感想内容（原文ママ）	対応	反映
		大見出	中見出	ページ			
8	意見	2	(5)	7	「障害児を養育する職員」については「特別な支援を必要とする子を養育する職員」と表現を変えた方が良いと思います。	障害者手帳は取得していないものの、特別な支援を必要とする子を持つ職員を対象とした休暇制度は現状設けていないため、計画内に盛り込むことは難しく、「障害児を養育する職員」と表現しています。特別な支援を必要とする子を持つ職員については、3歳未満の子を養育する職員への意向確認のタイミング等で、個別に状況を確認し、利用できる制度をご案内させていただきます。	無
9	意見	2	(5)	7	「小学6年生までの子を養育する職員については、臨時的勤務時間変更」と「勤務時間の臨時の変更の対象となる場合があります」と同制度を別表現している点について、どちらかの表現に統一した方が分かりやすいと思います。	ご指摘の点修正します。	有
10	意見	3	(1)	7、8	「お互い様、思いやり」の気持ちで支えるのは、当然のことと思いますが、おそらく負担は、一定の職員に集中してしまうと思います。超過勤務が現状でも発生し、特定の職員に負担がかかっているの、その改善無しに制度を進めるのには、無理があり不満がでるのではないのでしょうか。最近では、支える同僚に対してのインセンティブ制度を導入している企業もあるので、支える側に対する支援も考え、不満の解消を図りながら、制度を進めるべきだと考えます。	職員の負担軽減にあたり、育児休業を取得している職員のいる部署には、代替職員として正規職員を配置するとともに、予定外の短期業務について、職員課予算で時間外会計年度任用職員の任用を行いワークシェアリングを進めています。他方、支える側の同僚に対してのインセンティブ制度について、直接的な制度はございませんが、ご指摘のとおり、支える側の同僚の職場への貢献度合いは適切に評価される必要があるととらえており、その点につきましては毎年実施する人事考課または人事評価の中で、支える側の職員に対する評価を所属長が適切に行っています。	無
11	意見	3	(1)	8	超過勤務の削減に関しては、病気休暇（これに引き続く年次有給休暇を含む。）や病気休職期間中の代替職員配置も重要であると考えます。病気休暇に引き続く年次有給休暇があると職員欠員期間が90日を超える場合もあり得ますし、病気休職を取得する場合など、欠員期間が長期的になることが見込まれる事例に関しては、職場の実態に応じて正規職員を配置することを目標に加えることが必要と考えます。代替職員の補充がないと、代わりに事務を行う職員の超過勤務は増加し、年次有給休暇も取得できず、これによりワークライフバランスも崩れ、さらなる病気休暇・休職取得者を生み出しかねないと思っています。	職場の実態に応じた正規職員の配置は必要ととらえておりますが、個別具体的な運用となるため目標には掲載しません。一方でご指摘のとおり、職員が欠員した状態が続いた場合、想定される懸念点は解消できるよう、人事配置は適切に運用してまいります。	無
12	意見	4	(4)	10	「・出生サポート休暇は、男性職員が配偶者の診断結果や（以下略）」について、「男性職員」に限定する必要はないのでしょうか。（出生サポート休暇は、男女問わず不妊治療を受ける職員が対象だったような気がするので、配偶者の診断結果についても男女を問わなくても良いように思っています。記憶違いであればすみません。また「男性職員」と記載することで、同休暇の取得対象が女性であることを想定しているような誤解を生んでしまう危惧もあります。）	本項目については、国分寺市職員子育て応援ワクワクプラン推進委員会にて、不妊治療を行う主体は女性という認識が根深く、男性職員も取得できることを記載したほうがよいのではないかとこの趣旨の意見があり、男性でも出生サポート休暇を取得できることを積極的に周知するため、「男性職員」という文言を付け加えたものです。いただいた意見を踏まえ、一部文言を修正させていただきます。	有
13	意見	6	(3)	12	「職員課は、職員互助会事務局として」の箇所は、もともと主体が職員課の項なので、「職員課は、」の部分は削って良いと思います。	ご指摘の点修正します。	有

令和8年第1回国分寺市教育委員会定例会について（令和8年1月29日（木））

議案番号	議案	提案理由	主管課	審議結果
1	令和7年度国分寺市一般会計補正予算案について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和8年国分寺市議会第1回定例会へ提案予定の補正予算案について、市長に意見を述べるための審議	教育総務課	可決
2	令和8年度国分寺市一般会計予算案について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和8年国分寺市議会第1回定例会へ提案予定の予算案について、市長に意見を述べるための審議	教育総務課	可決
3	国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	コミュニティ・スクール協議会の名称を学校運営協議会へ変更するための審議	学校指導課	可決
4	国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則の一部を改正する規則について	コミュニティ・スクール協議会の名称を学校運営協議会へ変更するための審議	学校指導課	可決
5	国分寺市文化財保護審議会委員の委嘱について	国分寺市文化財の保存と活用に関する条例第33条の規定により、新たな委員を委嘱するための審議	ふるさと文化財課	可決

報告		主管課
1	令和7年度教職員の表彰について	学校指導課